

埼玉県地域強靱化計画策定に向けた

## 脆弱性評価結果（案）

平成 2 8 年 1 0 月

埼 玉 県

# 目次

第1章 脆弱性評価の方法と手順.....	1
1－1 脆弱性評価とは.....	1
1－2 国の脆弱性評価の方法と結果.....	1
1－3 本県の脆弱性評価の手順.....	2
第2章 想定する大規模災害.....	2
第3章 想定する大規模自然災害による被害の伝播の整理.....	3
第4章 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	3
第5章 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価.....	5
5－1 分析・評価の方法.....	5
5－2 第三者による検証.....	5
5－3 評価の結果.....	5
(別紙1) 想定災害ごとの被害シナリオ.....	6
(別紙2) 想定災害ごとのインパクトフロー.....	17
(別紙3) 想定災害ごとの影響の大きさを反映したインパクトフロー.....	21
(別紙4) 評価票.....	26

## 第1章 脆弱性評価の方法と手順

### 1-1 脆弱性評価とは

脆弱性評価は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）に基づく地域強靱化計画の策定に先立ち、発生が想定される最大クラスの大規模自然災害が発生した場合に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないように対策を講じることができているかを調査し、評価するものである。

### 1-2 国の脆弱性評価の方法と結果

国では、国土強靱化基本計画の案の作成に当たって実施する脆弱性評価を実施している。脆弱性評価は、基本法第17条に基づき以下の方法のとおり実施されている。

#### 【脆弱性評価の方法】

- ① 脆弱性評価の指針を定め、公表する。
- ② 起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行う。
- ③ 国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う。
- ④ 国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行う。

#### 【評価結果のポイントと課題】

(ポイント)

- ・ 重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要
- ・ 代替性・冗長性等の確保が必要
- ・ 地方公共団体・民間等との連携が必要

(課題)

- ・ 地方公共団体及び民間事業者等が独自に行っている取り組みの把握
- ・ 地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価

### 1-3 本県の脆弱性評価の手順

本県では、国の脆弱性評価の方法等を参考にしつつ、「起きてはならない最悪の事態」の状況をより明確にするため、具体的な自然災害の発生を想定し、災害発生時に起こり得る状況を抽出してから脆弱性評価を実施することとした。

想定される自然災害の発生時に起こり得る状況同士の関係性をフローチャートにより整理した上で、「起きてはならない最悪の事態」を設定することとした。

さらに、本県が実施している取組で「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減に資する取組を抽出し、その取組状況を把握・整理し、評価を行うこととした。

また、評価の客観性を確保するため、第三者による検証を実施することとした。

手順は、以下の図に示すとおりである。

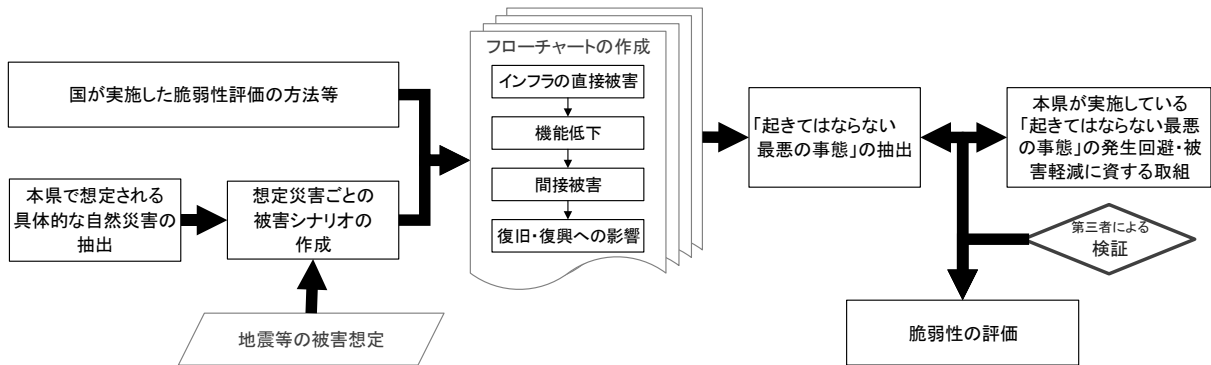


図 1.1 本県の脆弱性評価の実施手順

## 第2章 想定する大規模災害

埼玉県内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、洪水、竜巻、大雪の4種類を基本とする。

想定する大規模自然災害の規模は、以下に示す県内で発生を想定しうる最大規模の災害を想定し、その災害が発生した場合の被害様相を別紙1の被害シナリオとして整理した。

なお、地震については、首都圏が被災した場合に首都機能の維持・復旧をバックアップすることにより国全体の強靱化にも貢献するため、首都直下地震として、東京湾北部地震も考慮する。

表 2.1 想定する大規模自然災害と災害の規模

大規模自然災害	災害の規模
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>関東平野北西縁断層帯地震 (深谷断層帯・綾瀬川断層による地震)</li> <li>東京湾北部地震(首都直下地震)</li> </ul>
洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川等の一級河川の堤防の決壊</li> </ul>
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内最大級(F3)の発生</li> </ul>
大雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年の大雪被害</li> </ul>

### 第3章 想定する大規模自然災害による被害の伝播の整理

想定する大規模自然災害による被害の伝播を把握するため、想定する大規模自然災害ごとに、被害の伝播を整理するフローチャート（以下、「インパクトフロー」という。）を作成した。大規模自然災害による被害をインフラ等の直接被害、インフラ等の機能低下、間接被害、復旧・復興への影響の4段階に分け、インフラ等が災害による直接的な被害から派生する被害や広域的な被害、大規模な被害を中心にインパクトフローに掲載した。

作成したインパクトフローは別紙2のとおりである。

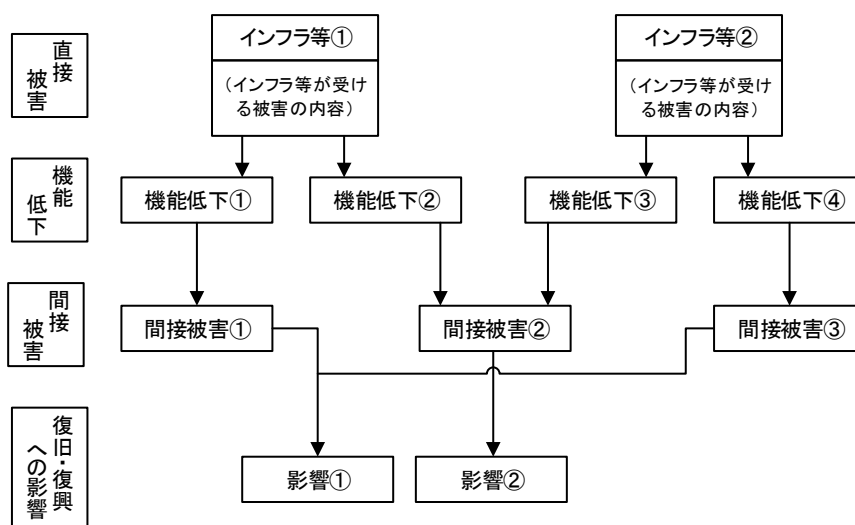


図 3.1 被害の伝播を整理するフローチャート（インパクトフロー）のイメージ

インパクトフローとは・・・

フローチャートにより災害により生じる影響が伝播する経路を図にまとめたもの。

一般的に、フローチャートとは流れ図または流れ作業図のことで、各ステップを様々な形の箱で表し、それらの間を線・矢印でつないで流れを表すことでプロセスを表現するものである。影響を把握する方法としては、この他にチェックリスト法、マトリックス法、アドホック法がある。他の要因との関係の把握や二次的に生じる影響の把握にはインパクトフロー型が適していると言われている。

### 第4章 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画は国の基本計画と調和を保つことが必要であることから、国の基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」と第3章で作成したインパクトフローから「起きてはならない最悪の事態」の設定を検討した。本県の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標に対応させた、次の37の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

表 4.1 目標体系と起きてはならない最悪の事態の一覧

事前に備える目標	インパクトフローから抽出した「起きてはならない最悪の事態」
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-4 物資の輸送が長期間停止する事態
	3-5 孤立集落が発生する事態
	3-6 情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
	4-2 県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7 二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2 県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする	9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
	9-2 東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態
	9-3 東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態

## 第5章 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価

### 5-1 評価の方法

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、過去の災害の記録やインパクトフローをもとに、その事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態について整理した。

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態の発生回避・被害低減に資する取組のうち現在の県の取組を中心に抽出し、その取組内容を整理した。

これらを踏まえ、事態の発生回避・被害軽減の可能性を検討し、第三者による検証を行ったうえで、37の「起きてはならない最悪の事態」について、発生回避・被害低減に向けた取組の方向性を評価した。

### 5-2 第三者による検証

第三者による検証は、脆弱性評価の客観性を確保するため、業務委託により実施した。検証では、37の「起きてはならない最悪の事態」ごとにインパクトフローから最も影響のあるフローを抽出し、抽出した37の最も影響のあるフローを重ね合わせることで、影響の大きなフローを把握した。影響の大きさを反映したインパクトフローは別紙3のとおりである。

その上で、37の「起きてはならない最悪の事態」の起こりやすさや他の「起きてはならない最悪の事態」への影響の程度を整理し、本県の「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害低減に資する取組のうち現在の県の取組の状況を踏まえた検証を実施した。

### 5-3 評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その発生回避・被害低減に向けた取組の方向性を評価結果は別紙4の評価票のとおりである。「起きてはならない最悪の事態」ごとの評価結果を踏まえたポイントは以下のとおりである。

#### 【脆弱性評価結果のポイント】

- 大規模自然災害による被害の伝播を整理するインパクトフローを作成し、37の「起きてはならない最悪の事態」を抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えるとともに、首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにすることが必要である。
- 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、警察の災害対応力の向上、災害時医療体制の確保、学校の災害対応力の強化に一層取り組む必要がある。県民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。
- 社会の機能を維持する観点から、道路・鉄道・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組み、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。
- 財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保、土砂災害等の防止施設の整備に取り組み、災害に強い都市をつくる必要がある。

## (別紙1) 想定災害ごとの被害シナリオ

### 大規模地震時の被害シナリオ (本県が受援側/関東平野北西縁断層帯地震)

伊奈町以北に存在するとされていた関東平野北西縁断層帯は、平成27年4月に国による評価が改定され、伊奈-川口区間も推定活断層であると評価された。この評価改定を受けた被害量を推計中であり、推計が終わり次第、シナリオを修正する予定。

風の強い冬の明け方(午前5時)に関東平野北西縁断層帯の北部を震源とするM8.1の地震が発生。県内各市町村の震度は次のとおり。

(震度7)

さいたま市、川越市、熊谷市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、北本市、坂戸市、伊奈町、川島町、吉見町、美里町、神川町、寄居町

(震度6強)

行田市、秩父市、加須市、春日部市、蓮田市、久喜市、富士見市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、白岡市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、皆野町、東秩父村、上里町

【発災～1時間後(午前5時～午前6時)】

北部地域、県央地域、比企地域東部を中心に、倒壊や急傾斜地崩落などによる建物被害が多数発生(全壊:55,129棟、半壊101,874棟)する。災害対応の拠点となる施設の一部も被害を受ける。

県全域で火災が発生(63件)し、そのうち一部は消火されるが、残りは延焼する。自力脱出困難者(要救出者)が12,520人発生する。余震警戒の下、家族や住民等により救出活動が始まる。

北部地域、県央地域、比企地域東部を中心に電気、上下水道、都市ガス、通信の支障が発生する。さらに、さいたま市、川越市、川口市など県南部の地域でも支障が発生する。

道路は、北部地域、県央地域、比企地域の東部を中心に県南部の地域の一部でも、交通支障が発生する。

【1～3時間後(午前6時～午前8時)】

住宅等に閉じこめられたり、家具等が転倒したりすることによる負傷者が23,454人発生する。救出要請が相次ぐが、消防・警察では対応しきれず、当初の自力脱出困難者の多数が住民や消防団等によって救出される。

市町村において避難所の開設準備が進められ、倒壊家屋の住民が避難所に集まり始める。

初期消火できなかった火災による延焼が拡大し、延焼地区の周辺住民も避難所等に避難を始める。

ライフライン関係機関は、応急復旧活動を開始する。通信事業者は、通信需要が大幅に増えたため、災害用伝言ダイヤルを開設するとともに、混乱防止のため、固定電話、携帯電話、データ通信の発信規制を行う。高速道路では通行規制・点検作業が始まる。鉄道は、定時運行を停止し、安全確認を開始する。

【3～6時間後(午前8時～午前11時)】



火災の延焼が止められず、さらに拡大する。

ライフラインの被害が判明し始める。電力は約 68 万世帯、約 180 万人が停電している。水道は配水管が 5,577 箇所被害を受け、下水道は管渠延長で 3,749km (被害率 21.8%) が被害を受けている。都市ガスは、757,513 件 (53.9%) が供給停止となっている。加入電話は、6,466 回線が不通となっている。

緊急輸送道路等の道路点検・啓開が行われる。緊急交通路指定想定路の点検が始まる。

#### 【6～12 時間後（午前 11 時～午後 5 時）】

住民等により、安否確認、生き埋め者の確認作業が実施され、救出活動も実施される。救出された負傷者の搬送先の病院の確保が困難となる。

避難所に避難者が集中する。店舗の食料品が売り切れ、避難所に備蓄食料等が届かず、一時的に食料等が不足する。

主要道路の橋梁の点検結果が判明する。大きな被害を受けた橋梁はないが、36 の橋梁（一般道 17、高速道 19）が一定程度の被害を受けた。通行に支障のない道路が緊急交通路に指定され、交通規制が開始される。

#### 【12～24 時間後（午後 5 時～翌日午前 5 時）】

救出活動が続けられるが、一部の地域で、暗いために救出活動を休止する。

北部地域、県央地域を中心に、延焼が拡大し、2,088 棟が焼失するが、更なる延焼は抑えられる状況となってくる。

避難者は全体で 171,438 人（避難所 102,863 人、避難所外 68,575 人）となる。備蓄食料が避難所に届けられ、食料の不足は一時的に解消する。

道路の閉塞状況が判明する。主要道路の区間延長で 133.5km (3.2%) が閉塞。

電力が回復し始める。復電に伴う、通電火災が発生する。

通信の混乱が収まり、固定電話、携帯電話、データ通信の発信規制が徐々に解除される。

#### 【24～48 時間後（翌日午前 5 時～3 日目午前 5 時）】

木造倒壊建物からの救出活動は落ち着く。

停電世帯のうち、半数以上が復電する。復電に伴う、通電火災が発生する。

（停電世帯数：202,061 世帯、停電人口：548,453 人）

#### 【48～72 時間後（3 日目午前 5 時～4 日目午前 5 時）】

非木造倒壊建物からの救出活動が続く。避難所間の移動が始まり、避難所以外への避難者が増える。

#### 【72 時間後（4 日目午前 5 時）以降】

捜索活動は続く。

鉄道は、安全確認ができ、被害がなく運行可能となった区間から運行が再開される。

この地震により、死者 3,599 人、負傷者 23,590 人（うち、重傷者 4,581 人）が発生。ライフラインは復旧まで、次の期間を要す。

電力：35 日    水道：157 日    下水道：33 日    都市ガス：54 日    通信：80 日

## 大規模地震時の被害シナリオ（本県が支援側／東京湾北部地震）

風の強い冬の平日の夕方（午後6時）に東京湾北部を震源とする M7.3 の地震が発生。県内各市町村の震度は次のとおり。

（震度6強）

さいたま市、川口市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、八潮市、富士見市、三郷市

### 【発災～1時間後（午後6時～午後7時）】

川口市、戸田市、さいたま市南部、草加市、八潮市、三郷市などの県南部、南東部を中心に、倒壊や急傾斜地崩落などによる建物被害が多数発生（全壊：13,380棟、半壊42,743棟）する。災害対応の拠点となる施設の一部も被害を受ける。

県南部、南東部を中心に火災が発生（81件）し、そのうち一部は消火されるが、残りは延焼する。自力脱出困難者（要救出者）が2,257人発生する。余震警戒の下、家族や住民等により救出活動が始まる。

県南部、南東部を中心に電気、上下水道、都市ガス、通信の支障が発生する。さらに、朝霞市、春日部市など南西部地域、東部地域北部でも支障が発生する。

道路は、南部地域を中心に、交通支障が発生する。

### 【1～3時間後（午後7時～午後9時）】

住宅等に閉じこめられたり、家具等が転倒したりすることによる負傷者が4,781人発生する。救出要請が相次ぐが、消防・警察では対応しきれず、自力脱出困難者の多数が住民や消防団等によって救出される。

市町村において、避難所の開設準備が進められ、倒壊家屋の住民が避難所に集まり始める。しかし、一部開設できない避難所が発生する。

初期消火できなかった火災による延焼が拡大し、延焼地区の周辺住民も避難所等に避難を始める。

ライフライン関係機関は、応急復旧活動を開始する。通信事業者は、通信需要が大幅に増えたため、災害用伝言ダイヤルを開設するとともに、混乱防止のため、固定電話、携帯電話、データ通信の発信規制を行う。都内に通勤・通学している家族と連絡が取れず安否確認ができない状況が続く。

高速道路では通行規制・点検作業が始まる。鉄道は、定時運行を停止し、安全確認を開始する。交通機関が停止したことにより、約47万人の県民が東京都内等からの帰宅困難者となる。

### 【3～6時間後（午後9時～翌日午前0時）】

救出された負傷者の搬送先として近隣の病院を確保することが困難となり、被害の少ない地域への搬送が行われる。救出活動が続けられるが、一部の地域で、暗いために救出活動を休止する。

火災の延焼が止められず、さらに拡大する。延焼により2次避難が必要な避難所も発生する。

緊急輸送道路等の道路点検・啓開が行われる。緊急交通路指定想定路の点検が始まる。避難所に避難者が集中する。避難者は全体で 72,564 人（避難所 43,538 人、避難所外 29,025 人）となる。毛布などの生活物資が一時的に不足する。

**【6～12 時間後（翌日午前0時～翌日午前6時）】**

ライフラインの被害が判明し始める。電力は約 33 万世帯、約 80 万人が停電している。水道は配水管が 951 箇所被害を受け、下水道は管渠延長で 3,372km（被害率 19.6%）が被害を受けている。都市ガスは、775,111 件（55.1%）が供給停止となっている。加入電話は、3,238 回線が不通となっている。

主要道路の橋梁の点検結果が判明する。大きな被害を受けた橋梁はないが、41 の橋梁（一般道 7、高速道 34）が一定程度の被害を受けた。通行に支障のない道路が緊急交通路に指定され、交通規制が開始される。

**【12～24 時間後（翌日午前6時～翌日午後6時）】**

南部地域を中心に延焼が拡大し 1,572 棟が焼失するが、更なる延焼は抑えられる状況となってくる。

備蓄物資が避難所に届けられ、避難所の物資の不足は一時的に解消する。道路の閉塞状況が判明する。主要道路の区間延長で 82.1km（2.0%）が閉塞。帰宅困難者の徒歩での帰宅が増え始め、避難者数が増加する。電力が回復し始める。復電に伴う、通電火災が発生する。

**【24～48 時間後（翌日午後6時～3日目午後6時）】**

木造倒壊建物からの救出活動は落ち着く。停電世帯の多数が復電する。復電に伴う、通電火災が発生する。  
（停電世帯数：52,970 世帯、停電人口：128,076 人）

**【48～72 時間後（3日目午後6時～4日目午後6時）】**

非木造倒壊建物からの救出活動が続く。避難所間の移動が始まり、避難所以外への避難者が増える。

通信の混乱が収まり、固定電話、携帯電話、データ通信の発信規制が徐々に解除される。

**【72 時間後（4日目午後6時）以降】**

捜索活動は続く。鉄道は、安全確認ができ、被害がなく運行可能となった区間から運行が再開される。

この地震により、死者 442 人、負傷者 5,309 人（うち、重傷者 582 人）が発生。ライフラインは復旧まで、次の期間を要す。

電力：6 日    水道：30 日    下水道：30 日    都市ガス：55 日    通信：14 日

## 大規模水害時の被害シナリオ（利根川首都圏広域氾濫）

9月中旬、観測史上最大規模の台風が発生し、関東地方を直撃する進路予想が気象庁より発表された。その後、予想通り埼玉県を直撃し、深夜0時に埼玉県大雨特別警報が発令された。

### 【数日前～降水量増大～越水・堤防の決壊（洪水の開始）】

数日前から気象予報等で超大型台風の情報が提供される。この台風や発達した低気圧により、伊勢崎市八斗島観測所で3日間の平均雨量が約320mmとなる見込みで、200年に一度の規模の降水量、河川流量が予測され、河川の洪水、氾濫に注意するよう報道される。

この情報により食料等の備蓄のため、大量の買い出しが始まり、商品が不足する。

浸水により多くの病院の被災が想定されるため、入院患者の他病院等への一時転院を開始する。しかし、自市町村内及び隣接市町村の浸水区域外の病院だけでは病床が不足し、遠方の医療機関等への一時転院も検討される。

降水量の増大に伴い、洪水情報（洪水注意報・警報等）・避難勧告が発令される。それを受け、居住者・滞留者が避難開始を始める。

膨大な避難者が徒歩及び自動車により一斉に避難行動を開始することにより、橋梁部等において大渋滞が発生する。

大雨の影響により、道路冠水及び線路冠水等が発生する。交通機関に制限が生じ、広域避難が困難となる。

加須市内の利根川右岸で堤内地に河川水が越水し、洪水が始まるが、避難行動の開始の遅れや橋梁部等での大渋滞の発生、広域避難先・避難ルートが分からないことによる逃げ遅れが生じる。

### 【越水・堤防の決壊（洪水の開始）～氾濫流が拡大～洪水の収束（2日後）】

堤防が決壊し、河川水が激しい勢い（22,000m<sup>3</sup>/s）で堤内地に流入する。洪水は、12時間後に春日部市、24時間後に越谷市、48時間後に都内下流域まで達し、浸水区域が拡大する。

県内の停電軒数は、最大約16万軒に停電被害が発生する。さらに、個別住宅やマンション、オフィスビルなどの建物の電源設備自体が浸水し、停電が発生する。

漏電による二次災害が想定されるため、安全を考慮して供給を停止する地区もあり、停電軒数等はさらに増加する。

都市ガス供給用設備は、家屋倒壊が懸念される地区では保安確保のために

供給停止をしている。都市ガスは、最大約 10.4 万件に供給支障が生じる。

上水道は、断水などにより約 14 万人に影響が生じる。

下水道は、浸水に伴うポンプ場や水循環センターあるいは汚水処理場等が被災し、県内では約 60 万人に影響が生じる。

固定電話は、通信建物の浸水に伴い、電力設備が機能停止することにより交換機や伝送装置が停止し、通信サービスが不能となる。また、携帯電話は、浸水に伴う基地局設備の機能停止により供給エリア内の携帯電話が不通となる。

地下鉄や地下駐輪場の地下空間など、地下空間滞留者の逃げ遅れが発生する。

孤立した病院では、地下等に設置された受電設備や非常用発電装置が設備が被災し、停電が発生し、孤立病院の患者の一部は生命維持が困難になる。自力歩行や情報認識が困難な災害時要援護者の逃げ遅れが発生し、孤立する。人工呼吸療法患者や在宅酸素療法患者等は、孤立時に、生命維持のために必要な医療機器が停電により停止し、生命の危機が生じる可能性がある。

浸水区域内の市町村役場などの行政庁舎、警察署、消防署は、浸水被害受け、応急対応活動に支障が生じている。

### 【洪水の収束（2日後）～水が引く（～数週間）】

自宅に留まり孤立した場合、停電や通信の途絶、上水道の停止等に伴い、空調、照明、調理器具等の停止や水洗トイレが使用不可となる等、著しく生活環境が悪化する。

また、各家庭での食料等の備蓄も限られており、浸水継続時間が数日～数週間と予測される地域では健康障害や場合によっては生命の危機も生じる可能性がある。

### 【水が引く（～数週間）～地域復興・生活再建（数年～）】

排水が完了した日から、電力、都市ガス、上水道、下水道、通信の復旧作業が開始される。

電力：数週間程度、

都市ガス：1週間程度（ただし、想定以上の被害の場合は道路下のガス管の修理が必要）

上下水道：数か月程度

通信（固定電話）：1日～数週間程度（本復旧は数カ月）

通信（携帯電話）：数日程度（本復旧は数カ月）

水害廃棄物の発生

浸水による家屋被害、漂流物の発生等に伴い、膨大な水害廃棄物の発生

が想定され、排水後の復旧、復興活動の妨げとなる。また、廃棄物の仮置き場所の不足やリサイクル等の中間処理及び最終処分能力の不足等の問題が生じる可能性がある。さらに市街廃棄物による衛生環境上の問題も生じる可能性がある。

## 竜巻発生時の被害シナリオ

### 【想定】

発生時間：冬午後6時

経路：川口市赤井～さいたま市桜区

被害長さ：20km 被害幅：最大500m

藤田スケール：F3

### 【発災～1時間後（午後6時～午後7時）】

竜巻の移動経路において以下の被害が発生している。

#### ○物的被害

- ・住家の倒壊・損壊（全壊50件、半壊300件、一部損壊2,000件）
- ・非住家建物の倒壊・損壊（400件）
- ・電柱、樹木、自動販売機等の倒壊・損壊。看板等の飛散。

#### ○人的被害（415人（死者3人、重症15人、軽傷397人））

- ・強風による歩行者、自転車等の転倒。自動車の横転。
- ・倒壊した建物等の下敷きや飛来物による被害。
- ・鉄道の急停車、脱線等による乗客の被害。

#### ○ライフライン被害

- ・電柱の倒壊等による停電の発生（7,000件）。電話の不通（500件）
- ・樹木等の倒壊、自動車の横転等による道路閉塞
- ・脱線、架線切れ等により京浜東北線、高崎線、埼京線、武蔵野線の一部区間が運行中止

#### ○その他

- ・電線の切断等による火災発生（2件）
- ・農作物、パイプハウス等農業用施設の被害

### 【1～3時間後（午後7時～午後10時）】

- ・建物等の下敷きになった人の救助や重軽傷者の搬送が消防により行われた。
- ・消防による消火活動が行われた。
- ・樹木等の倒壊、自動車の転倒等のある道路は通行止めになされ、樹木や車両等の撤去・移動が行われている。
- ・停電や電話不通の復旧作業がライフライン事業者により行われている。
- ・家屋が損壊した人に対して、破損箇所を覆うためのブルーシートと瓦礫を入れるための土嚢袋の配布が始められている。
- ・家屋損壊等により住居での生活が困難な人のために避難所が開設された。
- ・JR京浜東北線、高崎線、宇都宮線、武蔵野線の運行中止により駅前滞留者が多数

発生しているため、駅近隣市町村が一時滞在施設を開設し、被災者を誘導している。

**【3～6時間後（午後10時～午前3時）】**

- ・道路上の樹木や車両の撤去は完了し、通行止め解除。
- ・住宅が損壊した人に対するブルーシート及び土嚢袋の配布終了。
- ・停電、電話回線が回復し始める。
- ・JRは引き続き運行中止。

**【6時間後以降（午前3時以降）】**

- ・JRは始発から運行開始。
- ・避難所の避難者は1週間程度留まった後、応急仮設住宅等へ移動。



## 大雪被害発生時のシナリオ

### 【想定】

2月下旬、1週間に2回降雪があり、秩父、西部地域、北部地域で50～100cm程度、南部、東部で20～40cm程度の積雪となった。

#### <最大積雪深>

さいたま	21.5cm	朝霞	35.0cm
川越	39.0cm	北本	38.0cm
東松山	45.0cm	熊谷	62.0cm
本庄	65.0cm	行田	39.0cm
飯能	51.0cm	秩父	98.0cm
越谷	23.0cm	杉戸	12.0cm

### 【降雪時～降雪後1日目】

- 屋根からの落雪の下敷き、雪下ろし中の転落、倒壊したカーポートの下敷き、自動車のスリップ事故、歩行中の転倒、自転車・バイクによる転倒などにより、多数の死傷者が発生し、消防による搬送が行われている（死者3人、重症28人、中等症135人、軽傷296人）。
- 秩父地域では、大雪により立ち往生する車両などから救助要請があり、防災ヘリ及び県警ヘリによる救助活動が行われた（6か所58人）。
- 住家被害は半壊1件、一部損壊9件だった。
- 熊谷ドームの幕屋根が破損した。
- 県内全域でパイプハウス等農業用施設の倒壊などの農業被害が発生している（56市町村）。
- 秩父地方などの山間部や北部地域を中心に停電が発生している（23,000軒）。平野部では順次復旧しているが、山間部など除雪が遅れている地域では停電が続いている。
- 固定電話や携帯電話の回線が一部地域で不通になっている。平野部では順次復旧しているが、山間部など除雪が遅れている地域では復旧していない。
- 降雪翌日、鉄道は全線始発から運転を見合わせている。平野部では昼頃までに順次運転を再開したが、西武鉄道（正丸～西武秩父駅間）及び秩父鉄道（寄居～三峰口駅間）は積雪が多いため運転を見合わせたままである。
- 積雪、路面凍結により、高速道路は全線通行止めになっている。国道、県道も県内全域で一部区間が通行止めになったが、平野部においては降雪翌日のお昼頃までに規制が解除されている。
- 道路管理者による道路の除雪が行われている。南部、東部など降雪の少ない地域の

除雪は降雪翌日には概ね終了したが、秩父地方や飯能市の山間部では除雪が進んでいない。

- ・道路不通により秩父地方や飯能市の山間部で孤立集落が発生している。

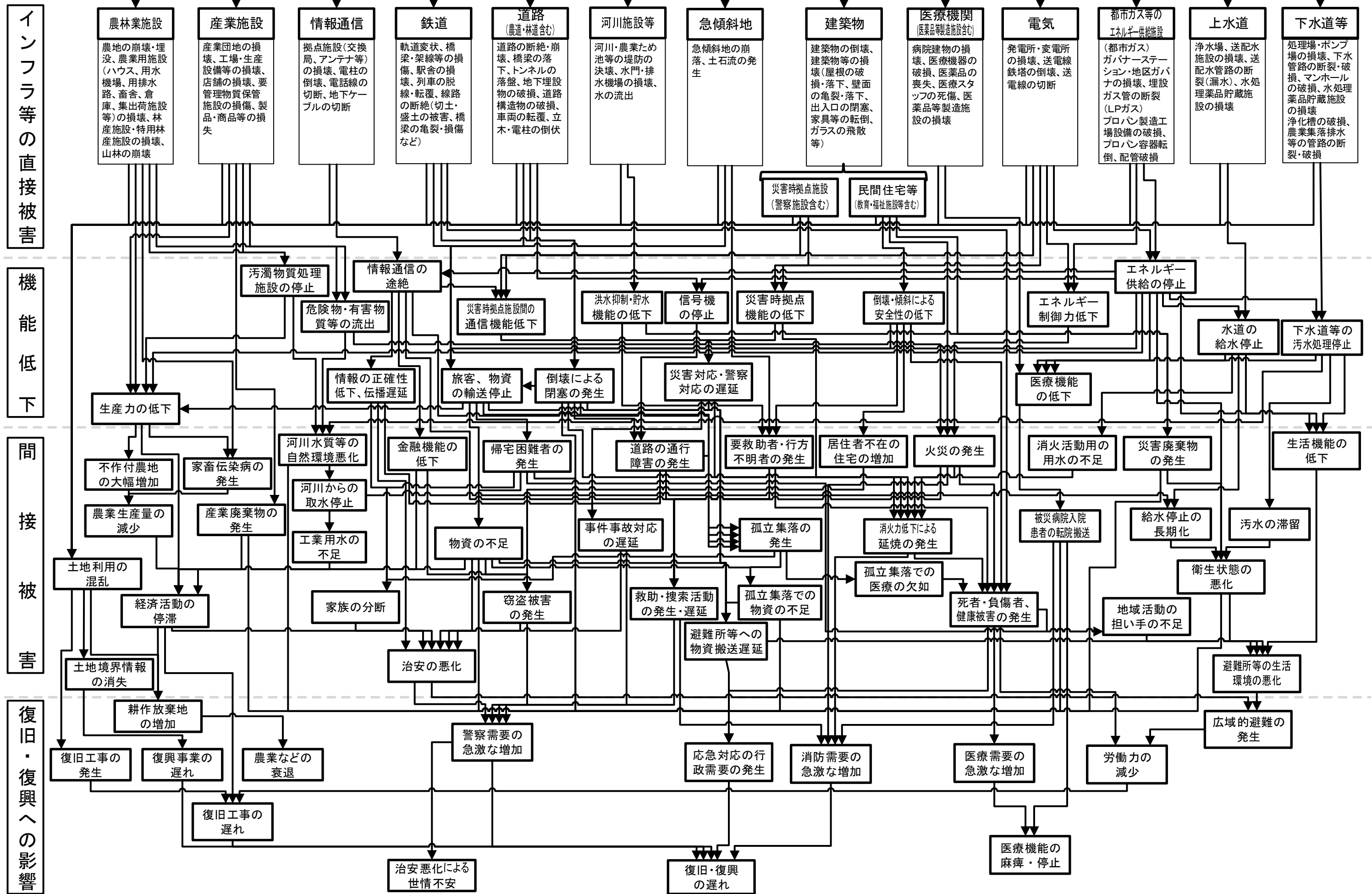
#### 【2日目以降】

- ・孤立世帯数が7市町33地区1,472世帯であることが判明したため、自衛隊に災害派遣要請を行った。
- ・孤立集落で不足している物資を調査し、防災ヘリ、県警ヘリ、自衛隊ヘリにより食料、飲料水、灯油、薬等の物資搬送が始められている。透析患者等の救助も行われている。
- ・秩父地域の業者だけでは除雪が十分に行えないため、県南地域の業者や他県の応援も受けながら、除雪を進めている。
- ・停電は、平野部は復旧しているが、山間部は除雪が進まないことや雪崩の発生などにより復旧が遅れている。固定電話、携帯電話の回線も同様の理由により一部地域で復旧が遅れている。
- ・高速道路の交通規制は降雪後5日間程度で解除されている。山間部の道路は除雪が進まないことなどから通行止めが続いている。

#### 【3日目以降】

- ・孤立世帯数は、除雪の進行により降雪後4日目に7市町25地区579世帯に減少。その後も徐々に減少し13日目に解消された。
- ・山間部で残っていた停電も降雪後9日目までに復旧した。
- ・運行中止が続いていた西武秩父線（芦ヶ久保～横瀬駅間）は降雪後7日目に、秩父鉄道（影森～三峰口駅間）は12日目に運行を再開した。

地震の発生



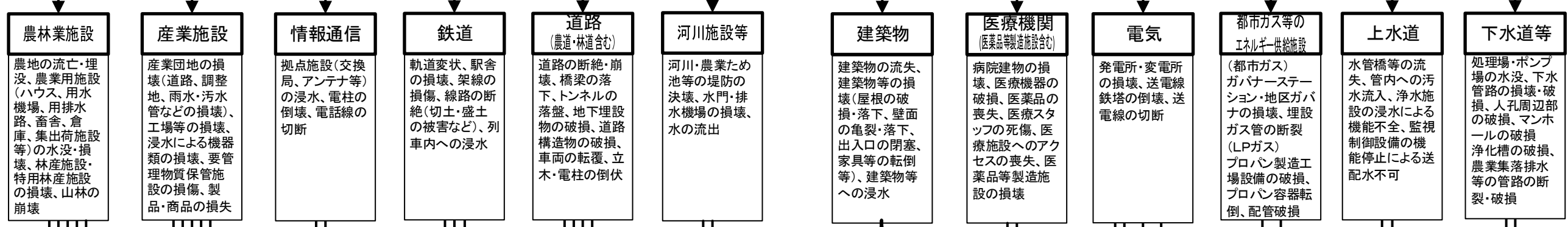
洪水の発生  
(堤防の決壊)

インフラ等の直接被害

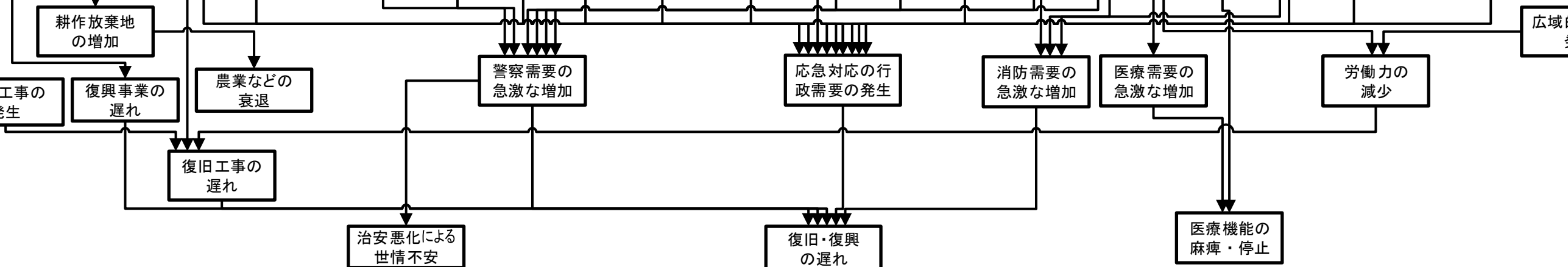
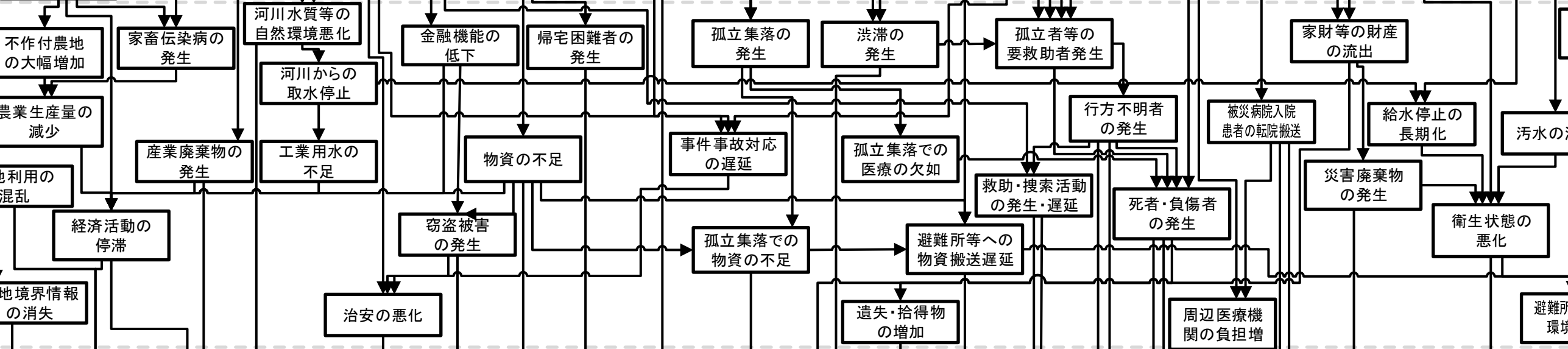
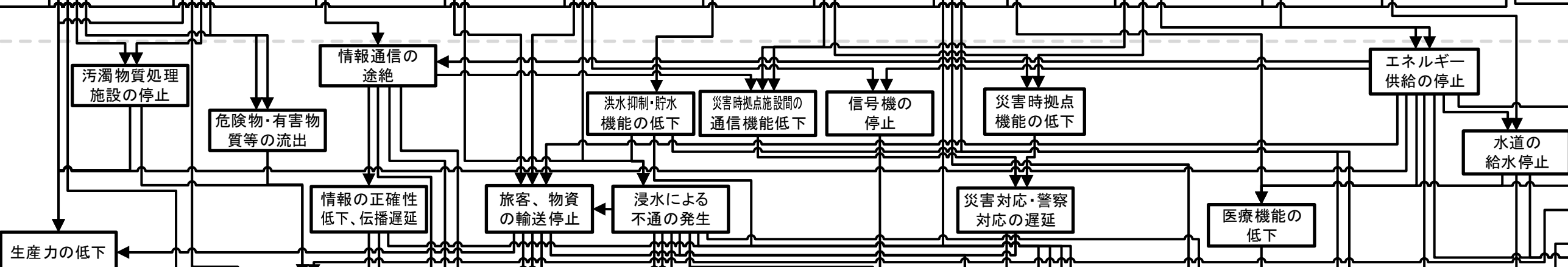
機能低下

間接被害

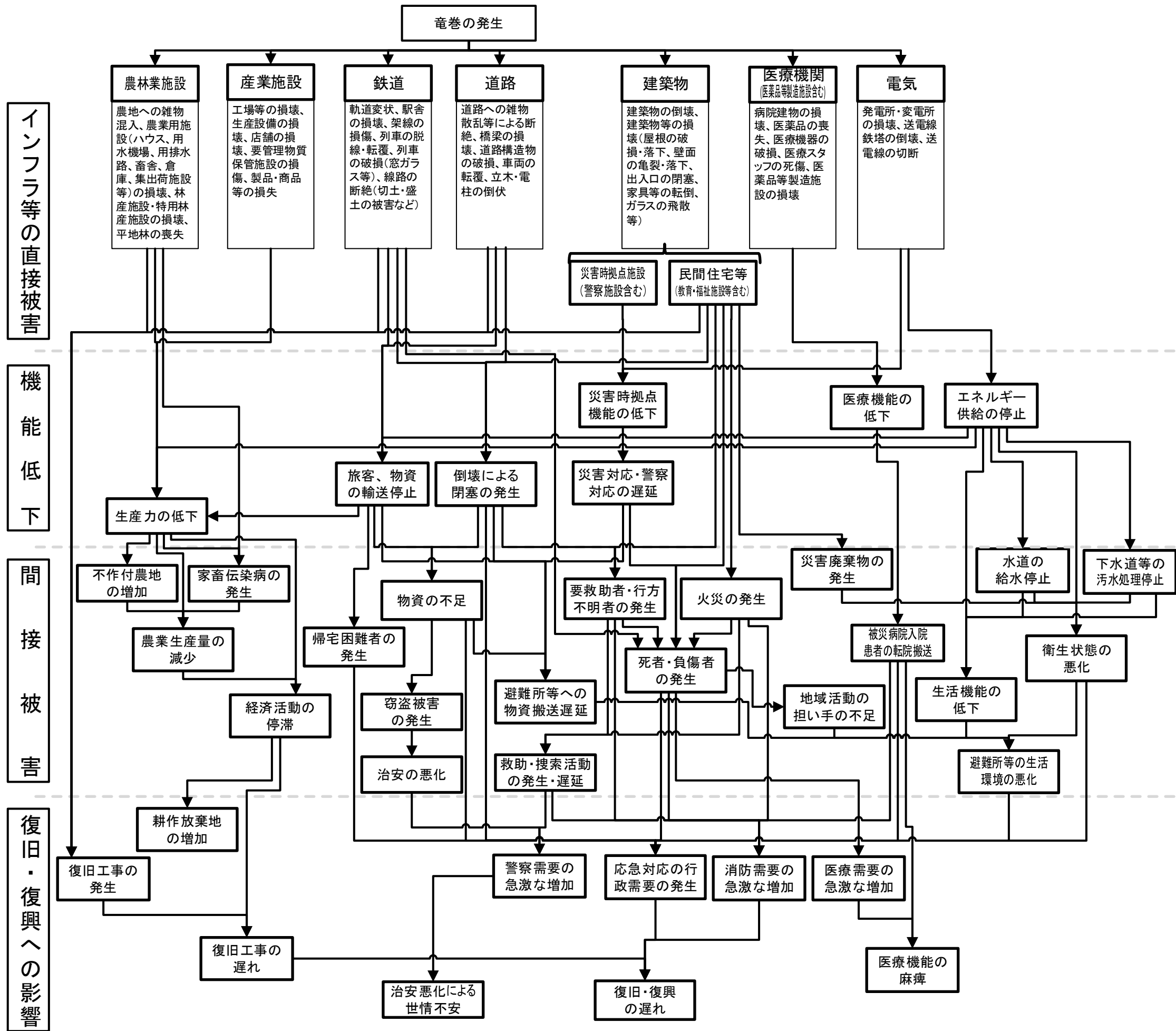
復旧・復興への影響

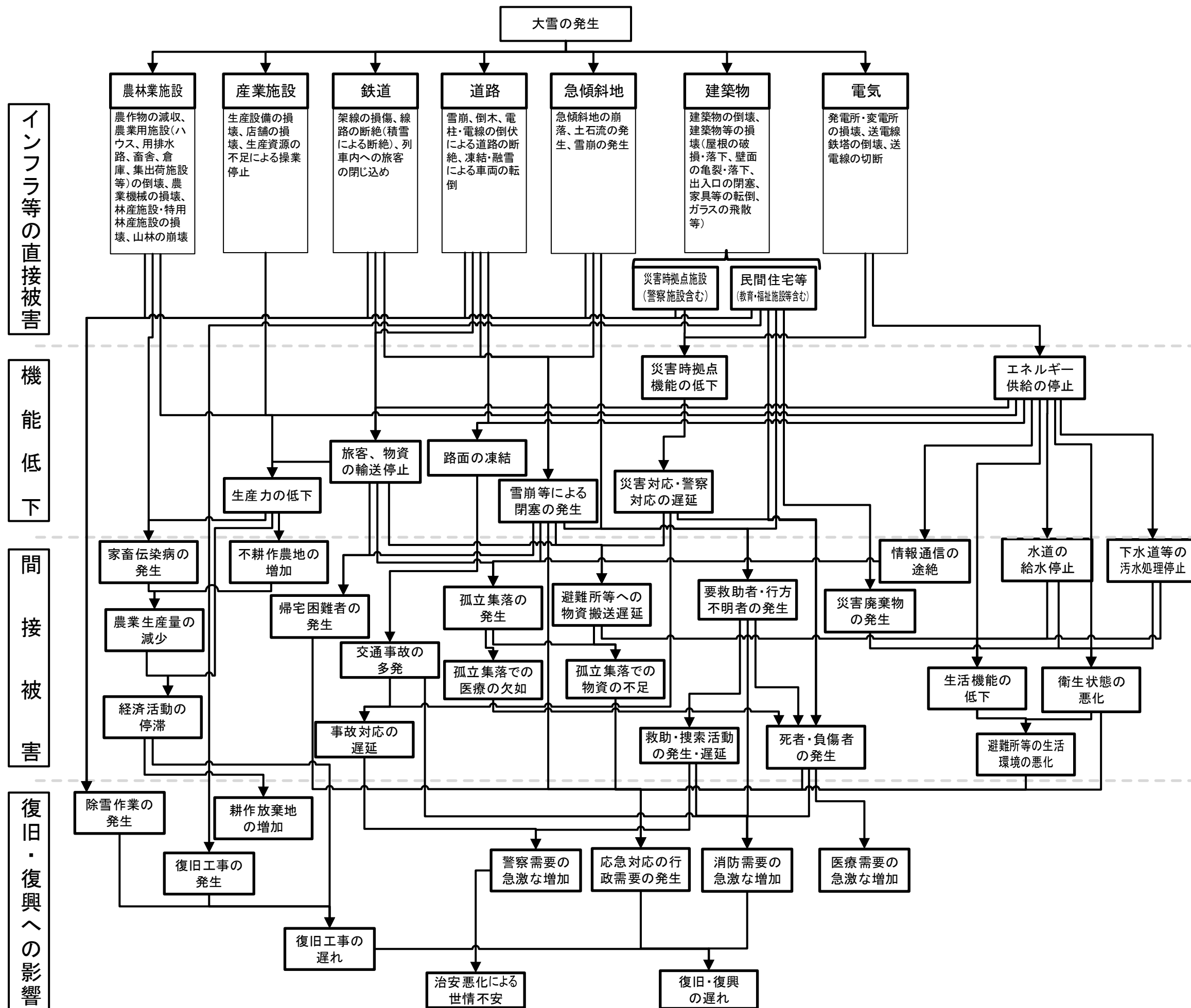


災害時拠点施設(警察施設含む)  
民間住宅等(教育・福祉施設等含む)



治安悪化による世情不安



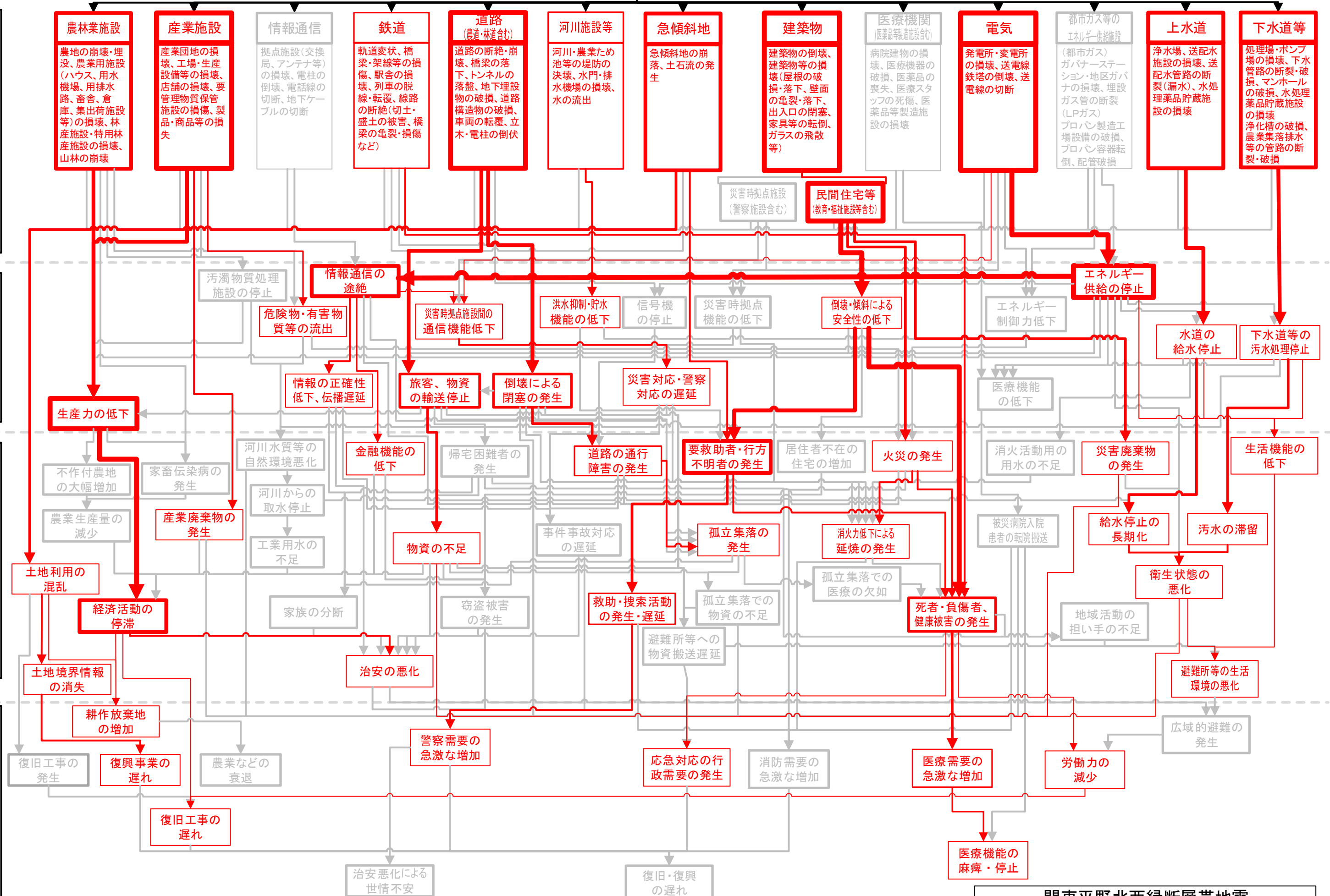


インフラ等の直接被害

機能低下

間接被害

復旧・復興への影響



関東平野北西縁断層帯地震  
最も影響のあるフローの重ね合わせ

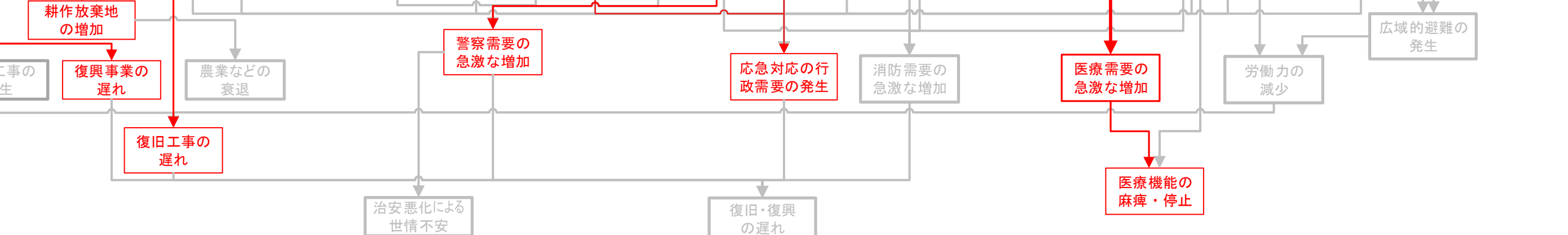
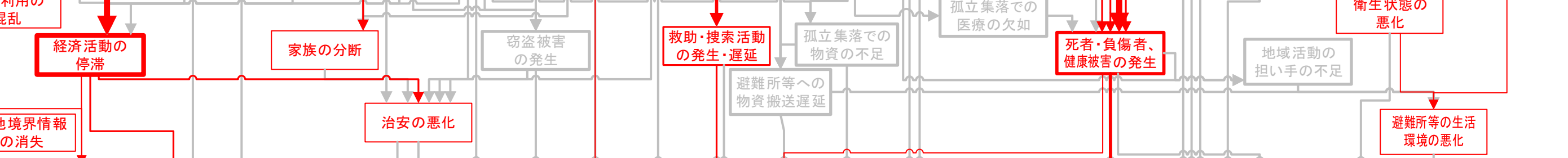
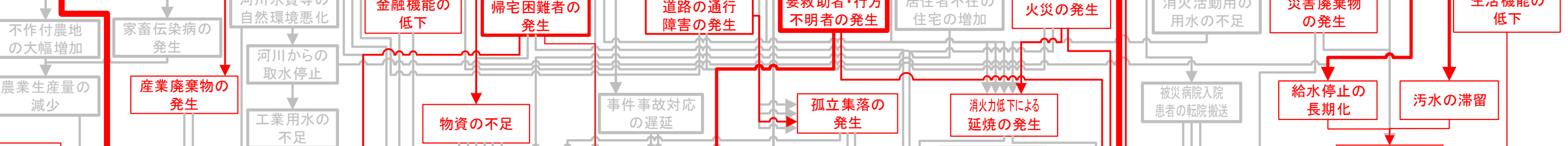
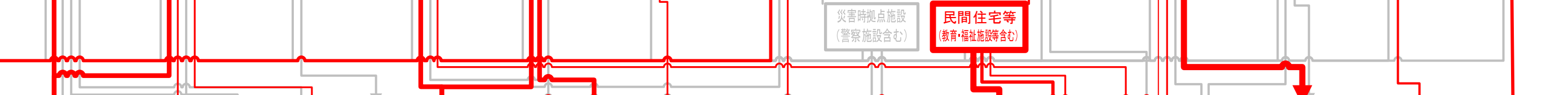
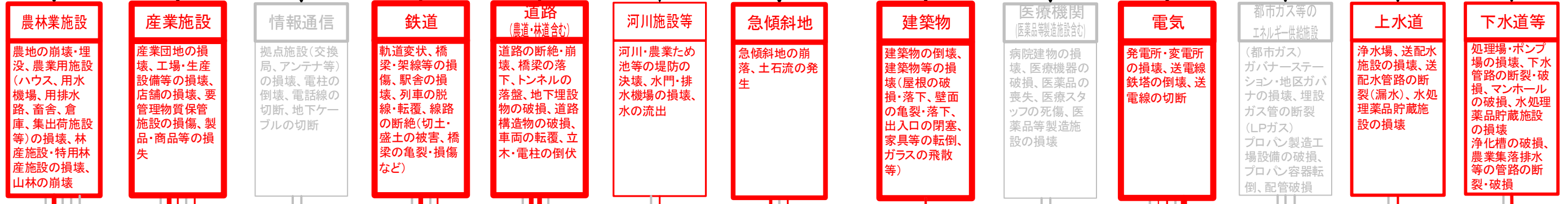


インフラ等の直接被害

機能低下

間接被害

復旧・復興への影響



東京湾北部地震  
最も影響のあるフローの重ね合わせ

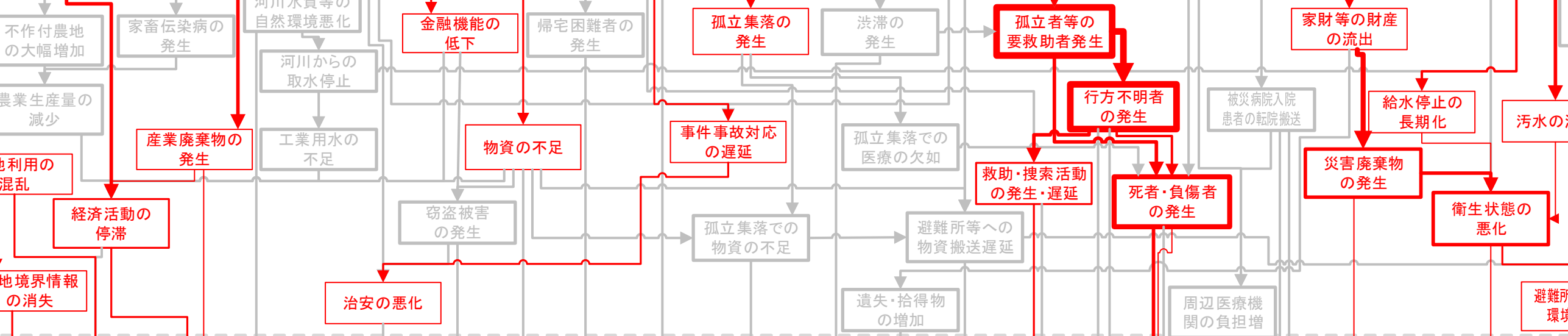
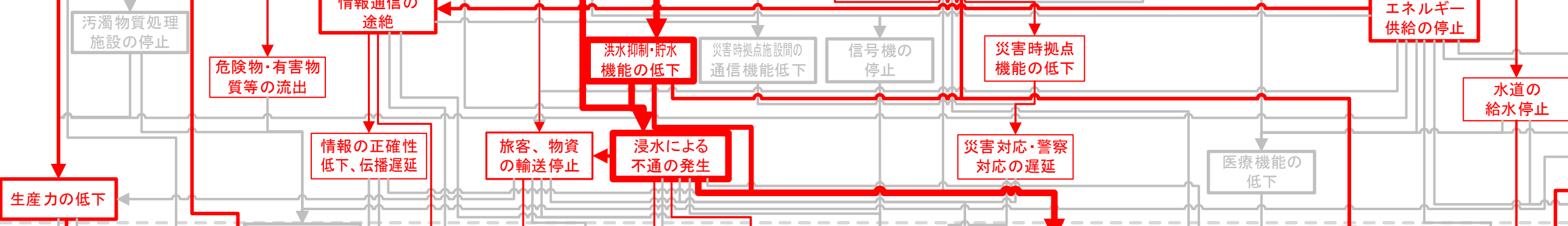
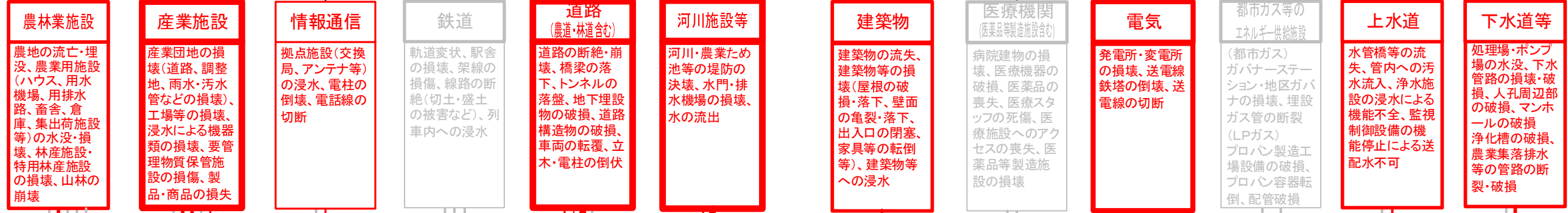


インフラ等の直接被害

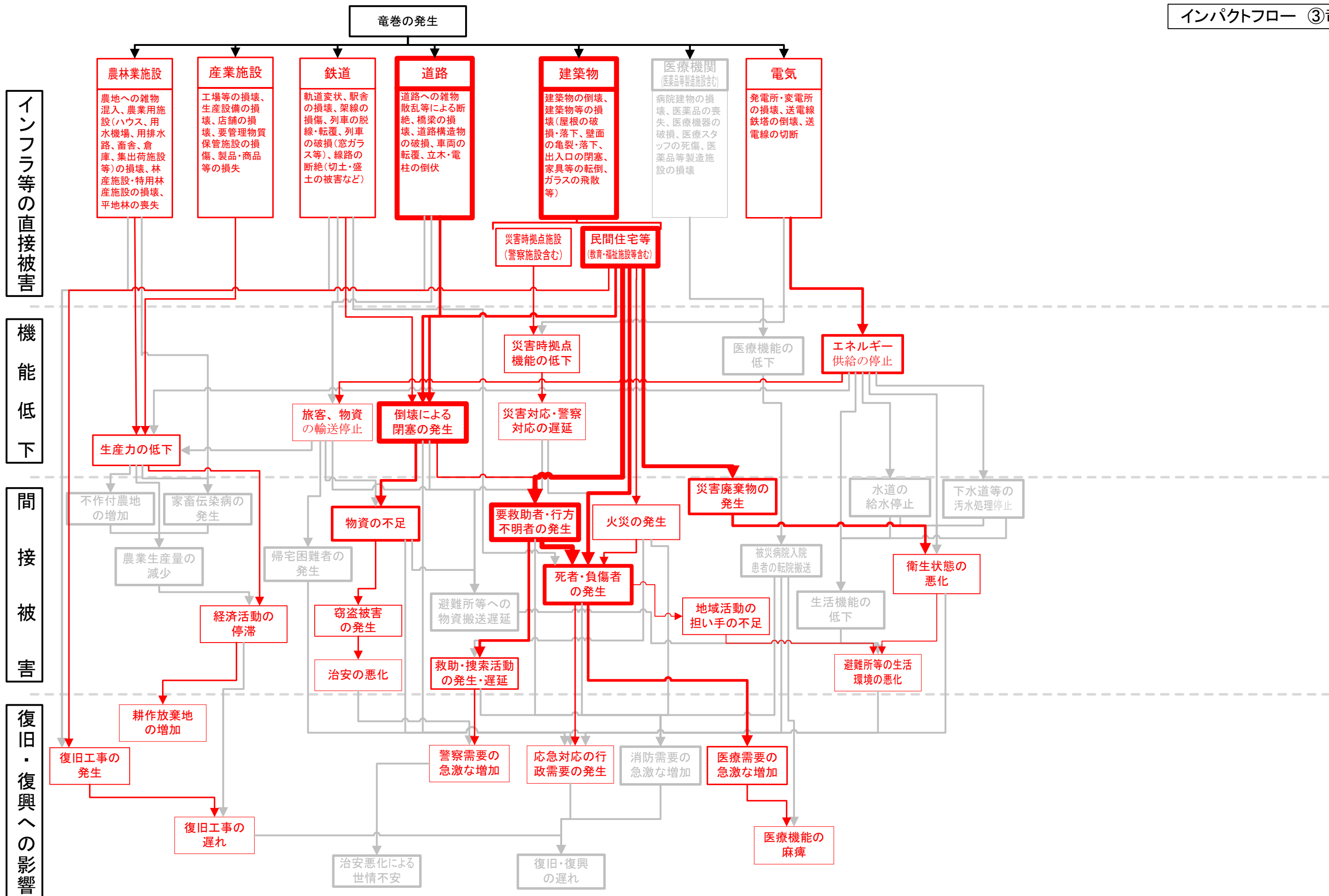
機能低下

間接被害

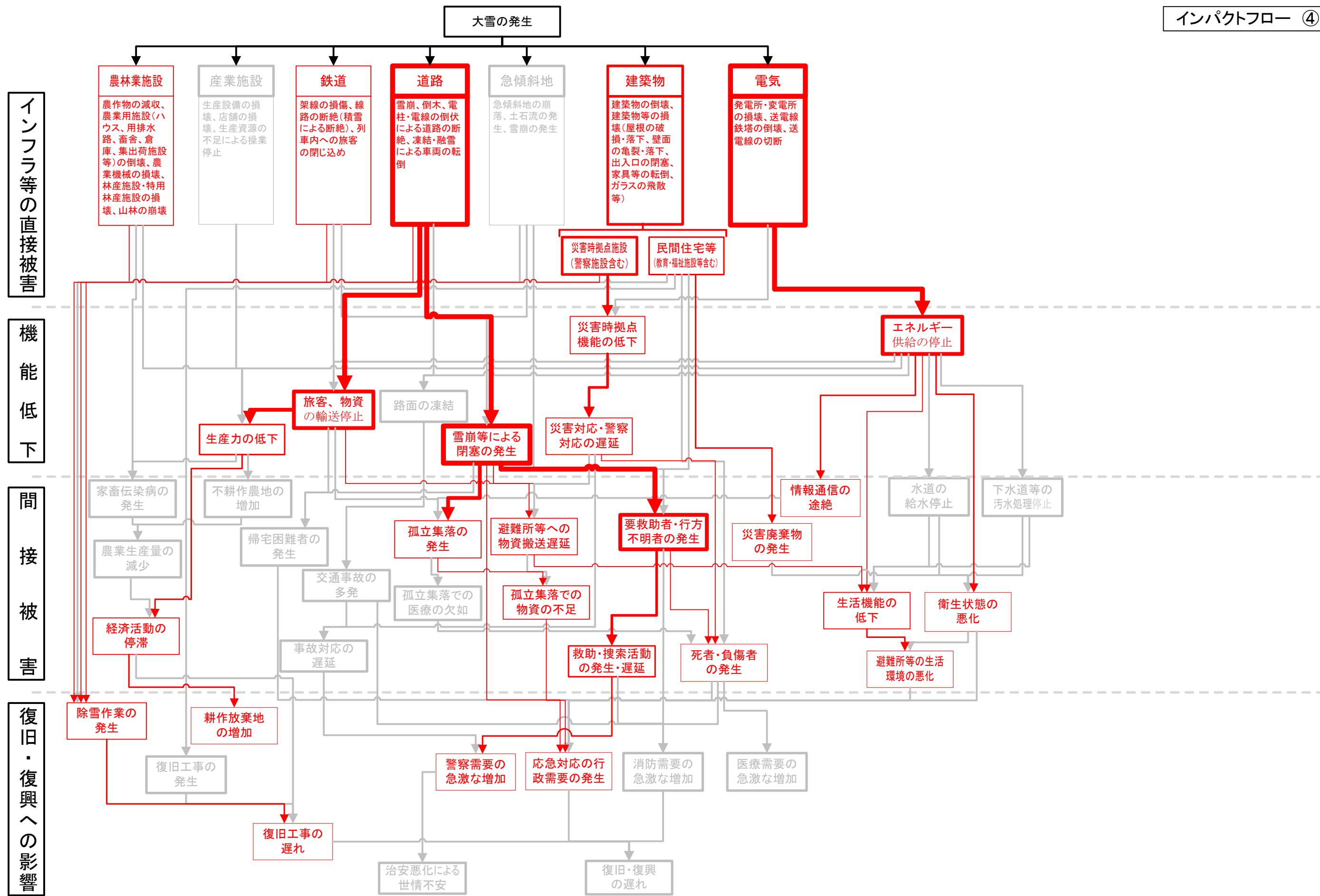
復旧・復興への影響



洪水  
最も影響のあるフローの重ね合わせ



竜巻  
最も影響のあるフローの重ね合わせ



大雪  
最も影響のあるフローの重ね合わせ

1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

(別紙4) 評価票

<b>事態のNo・名称</b>	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他 ( )
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>災害の発生により、市街地の各所で火災が発生する。火災発生場所周辺の建築物に閉じ込められた人などが避難できない状況となり、多くの死者・負傷者が発生する。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>		<b>この後に起こり得る事態</b>	
エネルギーの制御力の低下 危険物・有害物質等の流出 建築物内の家具等の転倒、散乱		消火力低下による延焼の発生 医療需要の急激な増加 地域活動の担い手、労働力の減少 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>県内の消防施設は消防庁の指針による算定量が概ね整備されているが、消防水利数、消防職員数は、全国平均を上回っているものの消防ポンプ自動車などの他の施設と比べると整備率が低く、災害時には消防水利や消防職員の不足により消火活動が十分に行えず、この事態の発生の可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、自助と共助による地域単位の地域防災力の向上、防災知識の普及啓発、住宅・建築物の耐震化等の促進、空き家対策の促進、災害に強い都市づくり、学校の災害対応力の向上に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li> <b>・消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</b> <p>地震による建物倒壊や列車転覆事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施している。</p> <p>大型集客施設や駅などにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図っている。</p> <p>危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組んでいる。</p> <p>毒物劇物などの化学物質による事故を未然に防止するため、毒物劇物の製造業者などに対して適切な管理状態を確保するよう指導している。</p> </li> <li> <b>・防災活動拠点等の強化</b> <p>災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。</p> <p>県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</p> </li> <li> <b>・自助と共助による地域単位の防災力の向上</b> <p>減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。</p> <p>地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地</p> </li> </ul>			



域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行っている。

・ **防災知識の普及啓発**

自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成し、防災知識の普及啓発を進めている。

防災学習の拠点として運営している「防災学習センター」では、県民に対し日頃からの備えや災害発生時の対処方法に関する体験学習の機会及び情報の提供を行っている。

また、自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に「地震対策セミナー」や出前講座を実施している。

・ **災害に強い都市づくり**

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援している。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレーカーの設置などの燃えないまちづくりを推進している。

防災空地の確保のため、しらこぼと公園など県内5公園の未開設区域の開設に向けた整備を進めている。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」(HUG)を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備えている。

・ **学校の災害対応力の向上**

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努めている。各学校において地域の関係機関との連携を推進している。

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

想定災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

想定災害では、他の起きてはならない最悪の事態に影響が大きいいため、この起きてはならない最悪の事態に対策を講ずることは、他の起きてはならない最悪の事態の対策としても効果が高い。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ・ 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- ・ 災害に強い都市づくり

1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

評価

現在の取組を一層推進する必要がある。

1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態

<b>事態の No・名称</b>	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>不特定多数の人が利用する店舗などの施設や避難に配慮を要する人が利用する福祉施設などの施設、住宅などの建築物で耐震化が不十分なものが倒壊・傾斜し、建築物の安全性が損なわれる。また、建物内部の家具等が転倒・散乱する。この倒壊等により、多くの人が建築物や家具等の下敷きになり、多くの死者・負傷者が発生する。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
建築物の耐震性の不足 建築物内部の家具等の未固定	医療需要の急激な増加 地域活動の担い手、労働力の減少 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化は全国平均を上回る状況にある。一方で、県内には全国に 97 ある主要活断層帯が存在し、県内の活断層帯による地震が発生した場合には、この事態の発生の可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、自助と共助による地域単位の防災力の向上、防災知識の普及啓発、住宅・建築物の耐震化等の促進、災害に強い都市づくり、学校の災害対応力の向上に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</b> <p>地震による建物倒壊や列車転覆事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施している。</p> <p>大型集客施設や駅などにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図っている。</p> <p>危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組んでいる。</p> </li> <li>・ <b>防災活動拠点等の強化</b> <p>災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、防災拠点となる庁舎などの公共施設を耐震化するとともに、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。</p> <p>県内 5 か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム 2002 などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</p> </li> <li>・ <b>自助と共助による地域単位の防災力の向上</b> <p>減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3 日以上分の水・食料の備蓄の「3 つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。</p> <p>地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行っている。</p> </li> </ul>		

・ **防災知識の普及啓発**

自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成し、防災知識の普及啓発を進めている。

防災学習の拠点として運営している「防災学習センター」では、県民に対し日頃からの備えや災害発生時の対処方法に関する体験学習の機会及び情報の提供を行っている。

また、自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に「地震対策セミナー」や出前講座を実施している。

・ **住宅・建築物の耐震化等の促進**

建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努めている。県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進めている。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかけている。老朽化した県営住宅の計画的な建替えを進めている。保育所等の社会福祉施設についても計画的に耐震化を進めている。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化工事の支援をしている。

また、震災後の建築物の危険度を判定する応急危険度判定士を養成・訓練し、判定体制を整備・維持している。

・ **災害に強い都市づくり**

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善を推進している。

防災空地の確保のため、しらこぼと公園など県内5公園の未開設区域の開設に向けた整備を進めている。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」(HUG)を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備えている。

・ **学校の災害対応力の向上**

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努めている。各学校において地域の関係機関との連携を推進している。

県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進めている。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかけている。

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

想定災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

想定災害では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、この「起きてはならない最悪の事態」に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。



## 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態

### [このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ・自助と共助による地域単位の防災力の向上
- ・住宅・建築物の耐震化等の促進
- ・学校の災害対応力の向上

他には、地震対策として「屋内にある家具等の固定対策」の推進が考えられる。

### 評価

現在の取組を一層推進する必要がある。加えて、地震対策として「屋内にある家具等の固定対策」を推進する必要がある。

1-3 異常気象等（浸水・竜巻）により、多数の死者・負傷者が発生する事態

<b>事態のNo・名称</b>	1-3 異常気象等（浸水・竜巻）により、多数の死者・負傷者が発生する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>① 大型の台風の来襲等により、長時間にわたる大量の降雨に見舞われ、河川の水位が増し堤防を越水し、堤防が決壊する。大量の水が急激に市街地等に流入することにより、流入地区に多くの死者・負傷者が発生する。</p> <p>② 竜巻が公園等の不特定多数の人が集まっている屋外施設を直撃し、竜巻に巻き込まれることにより、多くの死者・負傷者が発生する。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>		<b>この後に起こり得る事態</b>	
避難指示等の情報の伝播遅延 孤立者等の要救助者の大量発生 災害対応・警察対応の遅延		医療需要の急激な増加 地域活動の担い手、労働力の減少 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>昭和22年9月のカスリーン台風により1,490名が死傷、昭和41年9月の台風26号により755名が死傷して以降、県内では台風等による大雨による多数の死者・負傷者は発生していない。一方、竜巻については平成25年に負傷者75名の被害が発生した。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、自助と共助による地域単位の防災力の向上、防災知識の普及啓発、災害情報の共有と県民への適切な提供、農業用ため池等の防災対策、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化、学校の災害対応力の向上に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<p>・ <b>消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</b> 地震による建物倒壊や列車転覆事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施している。大型集客施設や駅などにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図っている。 危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組んでいる。</p> <p>・ <b>防災活動拠点等の強化</b> 災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。 県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</p> <p>・ <b>自助と共助による地域単位の防災力の向上</b> 減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。 地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を</p>			

行っている。

・ **防災知識の普及啓発**

自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成し、防災知識の普及啓発を進めている。

防災学習の拠点として運営している「防災学習センター」では、県民に対し日頃からの備えや災害発生時の対処方法に関する体験学習の機会及び情報の提供を行っている。

また、自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に「地震対策セミナー」や出前講座を実施している。

・ **災害情報の共有と県民への適切な提供**

市町村が発令する避難勧告等の災害情報を県が運用するシステムを経由して、県ホームページへの自動掲載、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」からのプッシュ配信ができるようにしている。また、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して、メディアに情報提供できるようにしている。また、県内の気象情報や災害情報を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めている。交番・駐在所が作成している広報紙や警察展等のイベントにおいても、災害時の避難経路の確認などの情報発信を行っている。外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行っている。

洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供している。

災害発生時には、避難勧告等の情報を現場警察官による直接広報、パトカーによる放送走行を実施できるよう備えている。

・ **農業用ため池等の防災対策**

防災重点ため池（堤高 15m 以上）5 箇所を含む、4 5 2 箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。

・ **治水施設の整備・減災に向けた取組の強化**

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。

防災重点ため池（堤高 15m 以上）5 箇所を含む、4 5 2 箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。

・ **市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化**

災害に備え、県が運営する流域下水道事業では、管渠やポンプ場の流下機能の確保、終末処理場の施設の耐震化による処理機能の確保、耐震化完了までの補完計画の作成を行っている。老朽化が進行している農業集落排水の施設の機能診断や補修工事を実施している。

市街地の浸水被害の軽減を図るため、雨水を排除する下水道の整備に対する技術的支援を行っている。

・ **学校の災害対応力の向上**

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努めている。各学校において地域の関係機関との連携を推進している。

## 検証

### 【このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性】

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

竜巻では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

### 【このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響】

いずれの想定災害でも、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

### 【このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況】

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ・ 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- ・ 災害情報の共有と県民への適切な提供

## 評価

現在の取組を推進する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

<b>事態の No・名称</b>	1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（大雨、火山噴火）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>災害の発生による地盤の緩み等に伴い、がけ崩れ、地すべり、急傾斜地等の崩壊が発生する。これにより家屋等が押しつぶされ、死者・負傷者が発生する。また、土石が河川等へ流入し、土石流が発生し、さらに多くの家屋等を破壊し、多くの死者・負傷者が発生する。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
急傾斜地等の危険箇所の存在 避難指示等の情報の伝播遅延 災害対応・警察対応の遅延	医療需要の急激な増加 地域活動の担い手、労働力の減少 等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>土砂災害を警戒すべき区域の多くが土砂災害警戒区域等に既に指定されており、平成 19 年～平成 26 年までに発生した土砂災害の件数は 21 件と全国最小となっている。しかし、地震や大雨等の際に土砂災害が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、自助と共助による地域単位の防災力の向上、農業用ため池等の防災対策、土砂災害等の防止施設の整備に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</b> <p>地震による建物倒壊や列車転覆事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施している。</p> <p>大型集客施設や駅などにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図っている。</p> <p>危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組んでいる。</p> <p>土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定し、市町村の警戒避難体制の整備を支援している。</p> </li> <li>・ <b>防災活動拠点等の強化</b> <p>災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。</p> <p>県内 5 か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム 2002 などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</p> </li> <li>・ <b>自助と共助による地域単位の防災力の向上</b> <p>減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3 日分以上の水・食料の備蓄の「3 つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。</p> <p>地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行っている。</p> </li> </ul>			

・農業用ため池等の防災対策

防災重点ため池（堤高 15m 以上）5 箇所を含む、4 5 2 箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。

・土砂災害等の防止施設の整備

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業などを実施している。

検証

[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

地震では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

大雪では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]

多数の死者・負傷者が発生する事態は、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響が大きいが、土砂災害に起因する死者・負傷者の発生数は少ない。

[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ・自助と共助による地域単位の防災力の向上
- ・土砂災害等の防止施設の整備

評価

現在の取組を推進する必要がある。



1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

<b>事態のNo・名称</b>	1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>災害の発生により、列車、車両の転覆等が発生する。これにより、列車、車両の下敷きとなり、死者・負傷者が発生する。救助活動等に遅れが生じた場合、さらに多くの死者・負傷者が発生する。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
災害の発生 災害対応・警察対応の遅延	医療需要の急激な増加 地域活動の担い手、労働力の減少 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>県内で発生し、最も被害が出た鉄道事故は、昭和22年2月に八高線で死者184名、負傷者495名が発生した脱線転覆事故である。我が国全体をみると、風水害時に鉄道事故が発生しているが、地震時に大きな事故は発生していない。しかし、災害時（特に地震時）には、通常とは異なる力がかかるため、事故が発生する可能性はある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、自助と共助による地域単位の防災力の向上、鉄道施設の耐震化等による安全性の向上、道路施設の耐震化等による安全性の向上に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</b> <p>地震による建物倒壊や列車転覆事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施している。</p> <p>大型集客施設や駅などにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図っている。</p> <p>危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。</p> </li> <li>・ <b>防災活動拠点等の強化</b> <p>災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。</p> <p>県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。</p> <p>県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</p> </li> <li>・ <b>自助と共助による地域単位の防災力の向上</b> <p>減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。</p> <p>地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行っている。</p> </li> <li>・ <b>鉄道施設の耐震化等による安全性の向上</b> <p>地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する</p> </li> </ul>		

支援を行っている。一定の要件を満たす高架駅、橋上駅の耐震補強や緊急輸送道路と交差・並走する鉄道高架橋・橋梁の耐震補強、落橋防止対策への支援を行っている。

**【参考 鉄道事業者の取組】**

＜東日本旅客鉄道(株)大宮支社＞

首都直下地震に備えた対策や東日本大震災を教訓とした地震対策として、構造物の各種耐震補強に取り組んでいる。

在来線の高架橋の柱や橋脚の耐震補強工事を進めている。

電化柱（電車が走るための電線を支える電柱）の耐震補強を進めている。

盛土・切取（切土）の耐震補強を進めている。

駅コンコースの天井等の耐震補強を進めている。

県内の一日の乗車1万人以上の駅について、耐震補強が完了している。

・道路施設の耐震化等による安全性の向上

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路の安全確保を進めている。

**検証**

**【このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性】**

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

地震では、災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。

竜巻では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**【このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響】**

多数の死者・負傷者が発生する事態は、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響は大きいですが、列車の転覆等の交通機関の被害等に起因する死者・負傷者の発生数は少ない。

**【このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況】**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ・ 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- ・ 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上
- ・ 道路施設の耐震化等による安全性の向上

**評価**

現在の取組を推進する必要がある。



1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

<b>事態の No・名称</b>	1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>災害時拠点施設の被災や情報通信の輻輳・途絶により災害情報の収集機能が低下する。これにより、災害対応に必要な情報が集められなくなり、避難指示等に遅れが発生する。テレビ、ラジオ等からの情報の正確性が低下する。県民に重要な情報が届かずに避難開始が遅れ、多くの要救助者・行方不明者が発生する。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
災害時拠点機能の低下 災害時拠点施設間の通信機能の低下 情報の正確性低下、伝播遅延	救助・捜索活動のさらなる遅延 事件事故対応のさらなる遅延 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>防災拠点となる公共施設等の耐震化率は全国平均を上回っている。しかし、防災拠点施設以外の要因により情報収集機能が低下し、災害対応に遅延が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、警察の災害対応力の強化、自助と共助による地域単位の防災力の向上、災害情報の共有と県民への適切な提供、道路ネットワークの整備・通行の確保、市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</b>                  地震による建物倒壊や列車転覆事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施している。大型集客施設や駅などにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図っている。                  危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組んでいる。</li> <li>・ <b>防災活動拠点等の強化</b>                  災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、防災拠点となる庁舎などの公共施設を耐震化するとともに、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。                  県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</li> <li>・ <b>警察の災害対応力の強化</b>                  災害時の警察活動の拠点となる警察署の耐震化を進めている。警察署の非常用発電機や耐震性水槽の整備を行っている。大雪、水害、地震の際に必要な資機材の整備、警察活動の継続に不可欠な食料・飲料水の備蓄を行っている。                  防災週間などと合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊毎の個別訓練、九都県市合同防災訓練などの他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化している。</li> <li>・ <b>自助と共助による地域単位の防災力の向上</b>                  減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの</li> </ul>		

体験、3日以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。

地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行っている。

・ **災害情報の共有と県民への適切な提供**

市町村が発令する避難勧告等の災害情報を県が運用するシステムを経由して、県ホームページへの自動掲載、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」からのプッシュ配信ができるようにしている。また、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して、メディアに情報提供できるようにしている。また、県内の気象情報や災害情報を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めている。交番・駐在所が作成している広報紙や警察展等のイベントにおいても、災害時の避難経路の確認などの情報発信を行っている。外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行っている。

洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供している。

災害発生時には、避難勧告等の情報を現場警察官による直接広報、パトカーによる放送走行を実施できるよう備えている。

・ **道路ネットワークの整備・通行の確保**

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行っている。未接続道路などを整備し、ルートの多重化を図っている。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行っている。

通行可能な道路の通行の安全性を確保するため、信号機に自動起動式発動発電機の設置を進めている。

・ **市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化**

緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にあるマンホールの浮上防止対策を実施している。

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

地震、竜巻では、災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。

洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

大雪では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

## 1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

いずれの想定災害でも、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいため、この起きてはならない最悪の事態に対策を講ずることは、他の起きてはならない最悪の事態の対策としても効果が高い。

### [このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ・ 警察の災害対応力の強化
- ・ 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- ・ 災害情報の共有と県民への適切な提供
- ・ 道路ネットワークの整備・通行の確保
- ・ 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

### 評価

現在の取組を一層推進する必要がある。

2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

<b>事態のNo・名称</b>	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
避難開始の遅れ等により多くの要救助者・行方不明者が発生し、救助・捜索活動が大量に発生する。加えて、被災した消防・警察施設の復旧や火災の消火活動に人員を割くことが必要となる。救助・捜索活動を行う人員が不足し、救助・捜索活動が遅延する。		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
要救助者・行方不明者の発生 火災の発生 道路の通行障害の発生	消防需要の急激な増加 警察需要の急激な増加 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>要救助者の救助等の中心となる消防の活動拠点となる消防本部・消防署所の耐震化率は全国平均を上回っている。消防力を上回る火災や大規模な被害が発生した場合、救助・捜索活動の遅延が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、警察の災害対応力の強化、自助と共助による地域単位の防災力の向上、防災知識の普及啓発、災害情報の共有と県民への適切な提供、災害時医療体制の確保、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、道路施設の耐震化等による安全性の向上、土砂災害等の防止施設の整備、道路ネットワークの整備・通行の確保、住宅・建築物の耐震化等の促進、災害に強い都市づくり、学校の災害対応力の向上に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</b> <p>地震による建物倒壊や列車転覆事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施している。</p> <p>大型集客施設や駅などにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図っている。</p> <p>危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。</p> <p>土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定し、市町村の警戒避難体制の整備を支援している。</p> </li> <li>・ <b>防災活動拠点等の強化</b> <p>災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。</p> <p>県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。</p> <p>県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</p> </li> <li>・ <b>警察の災害対応力の強化</b> <p>災害時の警察活動の拠点となる警察署の耐震化を進めている。警察署の非常用発電機や耐震性水槽の整備を行っている。大雪、水害、地震の際に必要な資機材の整備、警察活動の継続に不可欠な食料・飲料水の備蓄を行っている。</p> </li> </ul>		

防災週間などと合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊毎の個別訓練、九都県市合同防災訓練などの他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化している。

・ **自助と共助による地域単位の防災力の向上**

減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。

地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行っている。

・ **防災知識の普及啓発**

自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成し、防災知識の普及啓発を進めている。

防災学習の拠点として運営している「防災学習センター」では、県民に対し日頃からの備えや災害発生時の対処方法に関する体験学習の機会及び情報の提供を行っている。

また、自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に「地震対策セミナー」や出前講座を実施している。

・ **災害情報の共有と県民への適切な提供**

市町村が発令する避難勧告等の災害情報を県が運用するシステムを経由して、県ホームページへの自動掲載、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」からのプッシュ配信ができるようにしている。また、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して、メディアに情報提供できるようにしている。また、県内の気象情報や災害情報を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めている。交番・駐在所が作成している広報紙や警察展等のイベントにおいても、災害時の避難経路の確認などの情報発信を行っている。外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行っている。

洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供している。

災害発生時には、避難勧告等の情報を現場警察官による直接広報、パトカーによる放送走行を実施できるよう備えている。

・ **災害時医療体制の確保**

迅速かつ適切な救急搬送のため、救急時の医師の指示、指導・助言、事後検証、救急救命士の再教育など、メディカルコントロール体制の強化を図っている。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施している。

平常時から医療体制の充実を図るとともに、近隣都県との医療連携を進めている。DMA Tの具体的な活動を定めた計画等を訓練を通じて検証、改善をしている。災害時に負担が大きくなる災害拠点病院を支援する被災エリア以外の二次救急医療機関などと連携し、患者受入体制を強化している。高次医療施設へのアクセスの改善、搬送時間の短縮のため、幹線道路の整備や交差点改良を進めている。

県立病院においては、トリアージ訓練や被災地への医療スタッフの派遣により、災害医療の実践能力を高めている。



・治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。

防災重点ため池（堤高 15m 以上）5 箇所を含む、4 5 2 箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。

・道路施設の耐震化等による安全性の向上

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路の安全確保を進めている。

・土砂災害等の防止施設の整備

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業などを実施している。

・道路ネットワークの整備・通行の確保

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化を行っている。防災拠点への交通アクセスを確保できるよう未接続道路などを整備し、ルートの多重化を図っている。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行っている。また、災害情報や道路の通行状況を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めている。

通行可能な道路の通行の安全性を確保するため、信号機に自動起動式発動発電機の設置を進めている。

・住宅・建築物の耐震化等の促進

建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努めている。県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進めている。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかけている。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化工事の支援をしている。

・災害に強い都市づくり

老朽化した木造住宅密集地を改善するまちづくりを推進している。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備えている。

・学校の災害対応力の向上

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努めている。各学校において地域の関係機関との連携を推進している。

小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努めている。高校では、社会の支援者として自覚し、安心安全な社会づくりに貢献できる生徒の育成に努めている。

県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進めている。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかけている。

### 検証

#### [このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

地震、竜巻では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

洪水、大雪では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後に引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

#### [このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]

いずれの想定災害でも、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果がある。

#### [このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ・ 警察の災害対応力の強化
- ・ 自助と共助による地域単位の防災力の向上

他には、他自治体等からの応援をスムーズに受け入れる「受援体制の整備」の推進が考えられる。

### 評価

現在の取組を推進する必要がある。加えて、他自治体等からの応援をスムーズに受け入れる「受援体制の整備」を推進する必要がある。

<b>事態の No・名称</b>	2-2 医療需要が急激に増加し医療機能が麻痺する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>医療機関自身の被災により医療活動に必要な資源を喪失し、入院患者の診療確保に精一杯となり、地域の患者に医療を提供することができなくなる。患者搬送手段の不足等により、入院患者を被害の少ない医療機関に転院させることができなくなる。また、医薬品・衛生材料の喪失、下水道の使用不能により、医療機関内部の衛生状態が悪化し、感染症発生危険性が高まる。これに加え、火災等による負傷者が大量発生し、被災医療機関に治療を求めて集まってくる。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
火災等による死者・負傷者の大量発生 医療機関被災による医療機能の低下 被災医療機関の入院患者の転院搬送	医療スタッフの疲弊 医療に関する体制が維持できなくなる 助けられるはずの命が失われる 等	
<b>事態発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>本県は、人口10万人当たりで見ると医療機関に従事する医師数が全国で最も少ない等、平常時の医療も充実する必要がある状況のため、災害時にはこのような事態の発生可能性が高まる。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、DMAT（災害派遣医療チーム）の具体的な活動を定めた計画等による事前の備え、近隣都県との連携や医療機関相互の支援等の災害時医療体制の確保、医療スタッフの育成・確保、感染症対策の強化と迅速な初動の確保に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<p>・ <b>災害時医療体制の確保</b></p> <p>迅速かつ適切な救急搬送のため、救急時の医師の指示、指導・助言、事後検証、救急救命士の再教育など、メディカルコントロール体制の強化を図っている。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施している。</p> <p>平常時から医療体制の充実を図るとともに、近隣都県との医療連携を進めている。DMATの具体的な活動を定めた計画等を訓練を通じて検証、改善をしている。災害時に負担が大きくなる災害拠点病院を支援する被災エリア以外の二次救急医療機関などと連携し、患者受入体制を強化している。高次医療施設へのアクセスの改善、搬送時間の短縮のため、幹線道路の整備や交差点改良を進めている。</p> <p>県立病院においては、トリアージ訓練や被災地への医療スタッフの派遣により、災害医療の実践能力を高めている。</p> <p>・ <b>医療スタッフの育成・確保</b></p> <p>県医師会、大学病院、県が一体となって創設した埼玉県総合医局機構を通じたキャリアステージに応じた医師の確保・誘導及び派遣により、医師数の増加、診療科及び地域偏在の解消を進めている。</p> <p>看護師等養成校の教育力の向上、潜在看護職員の再就職支援、働きやすい職場づくりにより、訪問看護の充実、認定看護師の育成等による看護の質の向上と看護職員の量的確保を進めている。県立病院においては、災害看護に関する知識・技能を習得する研修受講の支援や被災地への派遣により看護の質の向上に努めている。</p> <p>県立学校においても、社会の変化や産業の動向等に対応した高度な知識・技能を</p>		



<p>身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の流行をいち早く察知し、必要に応じて注意を促すため、サーベイランス（感染症発生動向調査）を行っている。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>検証</b></p> <p><b>[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]</b>          この起きてはならない最悪の事態は「復旧・復興への影響」の段階に位置している。地震では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。洪水、竜巻では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。このような事態が起きた場合に備えた対策をとるとともに、このような事態を引き起こす要因に対して対策をとり、このような事態の発生を未然に防ぐことが望ましい。</p> <p><b>[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]</b>          いずれの想定災害でも、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響は小さい。</p> <p><b>[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]</b>          この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果がある次の取組が進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時医療体制の確保</li> <li>・ 医療スタッフの育成・確保</li> <li>・ 感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保</li> </ul>
<p><b>評価</b></p> <p>現状（人口10万人当たりの医療機関に従事する医師数）を踏まえ、現在の取組を一層推進する必要がある。</p>

2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

<b>事態のNo・名称</b>	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（火山噴火）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
被災によりエネルギーを供給する電気・都市ガスが停止する。上下水道施設が損壊し、水道水の供給や下水処理ができない状態となる。エネルギーと水を利用して、食品や食器などの衛生確保に必要な物品の高温での殺菌ができなくなる。家屋の倒壊等により災害廃棄物が発生に伴い、有害物質を含む粉塵の飛散が継続する。この状態が続くことにより、感染症の大規模発生の可能性が高まる程度まで地域の衛生状態が悪化する。		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
エネルギー供給の停止 下水道等の汚水処理停止による汚水の滞留 上水道の給水停止の長期化 災害廃棄物の発生	避難所等の生活環境の悪化 応急対応行政需要の発生 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
衛生状態を確保するために必要な上下水道が被害を受けた場合、その復旧には最長で上水道は5か月程度、下水道は1か月程度を要すると想定されている。そのため、地域の衛生状態が悪化する可能性がある。 事態の発生回避・被害軽減に向け、清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化、市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化、感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保に取り組んでいる。		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化</b> 各家庭に水道水を供給する水道事業者に対して、水道施設の耐震化、老朽化水道施設の更新を支援している。 県営水道では、水質の信頼性を確保するため、水源の水質を定期的に監視している。浄水場に取り水してから毒物監視装置等により常時監視を行っている。また、災害に備えて、貯水タンクの増設、水処理施設の耐震補強、非常用自家発電設備の整備を進めている。 水道水源となる河川の定期的な水質測定等による広域的な汚染の監視や水質検査の信頼性確保に取り組んでいる。</li> <li>・ <b>市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化</b> 下水道、農業集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと、生活排水等を適切に処理する施設の整備を市町村とともに進めている。市町村が実施する公共下水道の未普及解消や、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から生活排水をすべて処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換に対する支援を行っている。 災害に備え、県が運営する流域下水道事業では、管渠やポンプ場の流下機能の確保、終末処理場の施設の耐震化による処理機能の確保、耐震化完了までの補完計画の作成を行っている。老朽化が進行している農業集落排水の施設の機能診断や補修工事を実施している。 緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にあるマンホールの浮上防止対策を実施している。 市街地の浸水被害の軽減を図るため、雨水を排除する下水道の整備に対する技術的支援を行っている。</li> </ul>		

<p>災害時の行政機能の低下を補完するため、予め他都道府県と取り決めたルールによる支援による応急対応が実施できるよう備えている。また、被災時の下水道使用による混乱を防ぐため下水使用制限要請ができるよう備えている。</p> <p>・ <b>感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保</b></p> <p>平常時から市町村とともに標準的予防策の徹底を啓発するとともに、消毒薬等の医薬品の備蓄を進めている。さらに、感染性の強い疾病の発生に備え、資材の備蓄を行っている。</p> <p>感染症の流行をいち早く察知し、必要に応じて注意を促すため、サーベイランス（感染症発生動向調査）を行っている。</p>
<p><b>検証</b></p>
<p><b>[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]</b></p> <p>この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。想定災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。</p> <p>このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。</p> <p><b>[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]</b></p> <p>地震、竜巻では、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果がある。</p> <p>洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響が大きいため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。</p> <p>大雪では、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響は小さい。</p> <p><b>[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]</b></p> <p>この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化</li> <li>・ 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化</li> </ul>
<p><b>評価</b></p>
<p>現在の取組を推進する必要がある。</p>

3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

<b>事態のNo・名称</b>	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（火山噴火）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>① 地震、竜巻の発生により、沿線・沿道の建築物の倒壊・破損が発生し、倒壊した建築物等により道路、線路が閉塞する。</p> <p>② 大雪の発生により、道路上、線路上に大量の雪が積もり、除雪できない状態となり、道路、線路が閉塞する。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
沿線・沿道の建築物の倒壊・破損	道路の通行障害・孤立集落の発生 避難所等への物資搬送遅延 消火力低下による延焼の発生 応急対応行政需要の発生 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>住宅の耐震化率は全国平均を上回っており、国・県道の歩道の設置率は全国2位となっており、建築物の倒壊等による閉塞を回避する取組を進めている。降雪した雪を除雪できない等、建築物の倒壊以外を原因とする道路・線路の閉塞の可能性もある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、鉄道施設の耐震化等による安全性の向上、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保、住宅・建築物の耐震化等の促進、災害に強い都市づくりに取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<p>・ <b>鉄道施設の耐震化等による安全性の向上</b></p> <p>地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行っている。一定の要件を満たす高架駅、橋上駅の耐震補強や緊急輸送道路と交差・並走する鉄道高架橋・橋梁の耐震補強、落橋防止対策への支援を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>【参考 鉄道事業者の取組】</b></p> <p>＜東日本旅客鉄道(株)大宮支社＞</p> <p>首都直下地震に備えた対策や東日本大震災を教訓とした地震対策として、構造物の各種耐震補強に取り組んでいる。</p> <p>在来線の高架橋の柱や橋脚の耐震補強工事を進めている。</p> <p>電化柱（電車が走るための電線を支える電柱）の耐震補強を進めている。</p> <p>盛土・切取（切土）の耐震補強を進めている。</p> <p>駅コンコースの天井等の耐震補強を進めている。</p> <p>県内の一日の乗車1万人以上の駅について、耐震補強が完了している。</p> </div> <p>・ <b>道路施設の耐震化等による安全性の向上</b></p> <p>古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進めている。</p> <p>・ <b>道路ネットワークの整備・通行の確保</b></p> <p>道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行っている。防災拠点や高次医療機関への交通アクセスを確保できるよう未接続</p>		



道路などを整備し、ルートの多重化を図っている。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行っている。

・土砂災害等の防止施設の整備

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業などを実施している。

・住宅・建築物の耐震化等の促進

建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努めている。老朽化した県営住宅の計画的な建替えを進めている。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化工事の支援をしている。

・災害に強い都市づくり

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援している。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレーカーの設置などの燃えないまちづくりを推進している。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備えている。

検証

[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]

この起きてはならない最悪の事態は「機能低下」の段階に位置している。

想定災害によるインフラ等の直接被害により、すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]

いずれの想定災害でも、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上
- ・ 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- ・ 道路ネットワークの整備・通行の確保

### 3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

- ・土砂災害等の防止施設の整備
- ・住宅・建築物の耐震化等の促進

#### 評価

現在の取組を一層推進する必要がある。

3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

<b>事態のNo・名称</b>	3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>① 地震の発生により停電し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機はすべて滅灯する。無秩序に走行する車等により多重衝突事故の発生や沿道に放置された車両により、道路が通行できない状態が発生する。</p> <p>② 洪水により河川区域から流出した水により道路が水没し、道路の走行ができない事態が発生する。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>		<b>この後に起こり得る事態</b>	
建築物の倒壊による閉塞の発生 信号機の停止 洪水抑制機能の低下		孤立集落の発生 捜索・救助活動の発生・遅延 事件事故対応の遅延	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>県内の自動車保有台数は400万台を超えており、都道府県別では全国第3位の台数となっている。そのため、県内は自動車の走行台数も多く、多数の道路で通行障害が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、道路ネットワークの整備・通行の確保、警察の災害対応力の強化に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路ネットワークの整備・通行の確保                     <p>災害情報や道路の通行状況を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めている。</p> <p>通行可能な道路の通行の安全性を確保するため、信号機に自動起動式発動発電機の設置を進めている。</p> </li> <li>・警察の災害対応力の強化                     <p>災害時の警察活動の拠点となる警察署の耐震化を進めている。警察署の非常用発電機や耐震性水槽の整備を行っている。大雪、水害、地震の際に必要な資機材の整備、警察活動の継続に不可欠な食料・飲料水の備蓄を行っている。</p> <p>防災週間などと合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊毎の個別訓練、九都県市合同防災訓練などの他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化している。</p> </li> </ul>			
<b>検証</b>			
<p><b>[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]</b></p> <p>この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。</p> <p>想定災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。</p> <p>このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。</p>			
<p><b>[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]</b></p> <p>地震では、他の起きてはならない最悪の事態に影響があるため、この起きてはならない最悪の事態に対策を講ずることは、他の起きてはならない最悪の事態の対策としても効果がある。</p>			

### 3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

洪水では、他の起きてはならない最悪の事態に影響が大きいいため、この起きてはならない最悪の事態に対策を講ずることは、他の起きてはならない最悪の事態の対策としても効果が高い。

#### [このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果がある次の取組が進められている。

- ・道路ネットワークの整備・通行の確保
- ・警察の災害対応力の強化

#### 評価

現在の取組を推進する必要がある。



<b>事態のNo・名称</b>	3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他 (火山噴火)
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>災害の発生により、高速道路等が通行止めとなる。鉄道は、安全確認のため、全面的に運行を停止する。鉄道・道路施設の大規模損壊、冠水、瓦礫による閉塞が発生した区間については、通行・運行の再開のめどが立たず、旅客が輸送できない事態が長期化する。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
鉄道・道路施設の直接被害（軌道・路面変状、橋梁・駅舎の損壊、線路・道路の断絶） 建築物の倒壊等による閉塞の発生	帰宅困難者の発生 孤立集落の発生 経済活動の停滞 等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>本県の鉄道・バスによる1年あたりの旅客輸送数は全国第5位の14億6千万人であり、鉄道網・道路網の利用度は高い。災害の発生により旅客の輸送に必要なインフラが被害を受け、このような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、鉄道施設の耐震化等による安全性の向上、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保、土砂災害等の防止施設の整備、災害に強い都市づくりに取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>鉄道施設の耐震化等による安全性の向上</b>                      地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行っている。一定の要件を満たす高架駅、橋上駅の耐震補強や緊急輸送道路と交差・並走する鉄道高架橋・橋梁の耐震補強、落橋防止対策への支援を行っている。                 </li> </ul>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【参考 鉄道事業者の取組】</b></p> <p>&lt;東日本旅客鉄道(株)大宮支社&gt;</p> <p>首都直下地震に備えた対策や東日本大震災を教訓とした地震対策として、構造物の各種耐震補強に取り組んでいる。</p> <p>在来線の高架橋の柱や橋脚の耐震補強工事を進めている。</p> <p>電化柱（電車が走るための電線を支える電柱）の耐震補強を進めている。</p> <p>盛土・切取（切土）の耐震補強を進めている。</p> <p>駅コンコースの天井等の耐震補強を進めている。</p> <p>県内の一日の乗車1万人以上の駅について、耐震補強が完了している。</p> </div>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>道路施設の耐震化等による安全性の向上</b>                      古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路の安全確保を進めている。</li> <li>・ <b>道路ネットワークの整備・通行の確保</b>                      道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行っている。</li> <li>・ <b>土砂災害等の防止施設の整備</b>                      土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定し</li> </ul>			

ている。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

#### ・災害に強い都市づくり

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性が高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は・準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援している。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレーカーの設置などの燃えないまちづくりを推進している。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備えている。

### 検証

#### [このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]

この起きてはならない最悪の事態は「機能低下」の段階に位置している。

地震、大雪では、災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。

洪水、竜巻では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

#### [このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]

地震、大雪では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果がある。

竜巻では、他の起きてはならない最悪の事態への影響は小さい。

#### [このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上
- ・ 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- ・ 道路ネットワークの整備・通行の確保
- ・ 土砂災害等の防止施設の整備

### 評価

現在の取組を一層推進する必要がある。

<b>事態のNo・名称</b>	3-4 物資の輸送が長期間停止する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他 (火山噴火 )
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>災害の発生により、高速道路等が通行止めとなる。鉄道は、安全確認のため、全面的に運行を停止する。鉄道・道路施設の大規模損壊、冠水、瓦礫による閉塞が発生した区間については、通行・運行の再開のめどが立たず、物資が輸送できない事態が長期化する。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
鉄道・道路施設の直接被害（軌道・路面変状、橋梁・駅舎の損壊、線路・道路の断絶） 建築物の倒壊等による閉塞の発生	物資の不足 孤立集落・避難所等で物資の搬送遅延・不足 経済活動の停滞 等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>本県の自動車貨物輸送トン数は2.2億トンで全国第4位であり、県内の道路等が被害を受けた場合、このような事態の発生の可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、鉄道施設の耐震化等による安全性の向上、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保、土砂災害等の防止施設の整備、災害に強い都市づくり、市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<p>・ <b>鉄道施設の耐震化等による安全性の向上</b></p> <p>地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行っている。一定の要件を満たす高架駅、橋上駅の耐震補強や緊急輸送道路と交差・並走する鉄道高架橋・橋梁の耐震補強、落橋防止対策への支援を行っている。</p>			
<p><b>【参考 鉄道事業者の取組】</b></p> <p>&lt;東日本旅客鉄道(株)大宮支社&gt;</p> <p>首都直下地震に備えた対策や東日本大震災を教訓とした地震対策として、構造物の各種耐震補強に取り組んでいる。</p> <p>在来線の高架橋の柱や橋脚の耐震補強工事を進めている。</p> <p>電化柱（電車が走るための電線を支える電柱）の耐震補強を進めている。</p> <p>盛土・切取（切土）の耐震補強を進めている。</p> <p>駅コンコースの天井等の耐震補強を進めている。</p> <p>県内の一日の乗車1万人以上の駅について、耐震補強が完了している。</p>			
<p>・ <b>道路施設の耐震化等による安全性の向上</b></p> <p>古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進めている。</p>			
<p>・ <b>道路ネットワークの整備・通行の確保</b></p> <p>道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行っている。防災拠点や高次医療機関への交通アクセスを確保できるよう未接続道路などを整備し、ルート多重化を図っている。また、高速道路のインターチェ</p>			

ンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行っている。

・土砂災害等の防止施設の整備

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業などを実施している。

・災害に強い都市づくり

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性が高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援している。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレーカーの設置などの燃えないまちづくりを推進している。

防災空地の確保のため、しらこぼと公園など県内5公園の未開設区域の開設に向けた整備を進めている。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」(HUG)を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備えている。

・市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にあるマンホールの浮上防止対策を実施している。

## 検証

### [このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]

この起きてはならない最悪の事態は「機能低下」の段階に位置している。

地震、大雪では、災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。

洪水、竜巻では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

### [このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]

地震、大雪では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいので、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果がある。

竜巻では、他の起きてはならない最悪の事態への影響は小さい。

### [このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次

の取組である。

- ・ 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上
- ・ 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- ・ 道路ネットワークの整備・通行の確保
- ・ 土砂災害等の防止施設の整備
- ・ 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

他には、救援ルートについて、道路以外に河川等も加えるなど「重層的なルート確保」の推進が考えられる。

#### 評価

現在の取組を一層推進する必要がある。加えて、救援ルートについて、道路以外に河川等も加えるなど「重層的なルート確保」を推進する必要がある。



<b>事態のNo・名称</b>	3-5 孤立集落が発生する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>鉄道・道路施設が被害を受け、通行・運行の再開ができず、旅客・物資が輸送できない事態が発生し、他の集落への移動、集落内への物資の輸送ができなくなり、集落が孤立する。情報通信の途絶により集落外と連絡も取れない状態となる。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>		<b>この後に起こり得る事態</b>	
建築物の倒壊等による閉塞の発生 道路の通行障害の発生 旅客、物資の輸送停止 情報通信の途絶		孤立集落での物資の不足 孤立集落での医療の欠如 家族の分断                 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>緊急輸送道路の橋梁の耐震化率は全国平均を上回っている。しかし、橋梁以外が原因となり孤立集落が発生する可能性もある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、災害情報の共有と県民への適切な提供、鉄道施設の耐震化等による安全性の向上、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、土砂災害等の防止施設の整備に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減                     <p>危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組んでいる。</p> </li> <li>・ 災害情報の共有と県民への適切な提供                     <p>市町村が発令する避難勧告等の災害情報を県が運用するシステムを経由して、県ホームページへの自動掲載、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」からのプッシュ配信ができるようにしている。また、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して、メディアに情報提供できるようにしている。また、県内の気象情報や災害情報を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めている。交番・駐在所が作成している広報紙や警察展等のイベントにおいても、災害時の避難経路の確認などの情報発信を行っている。外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行っている。</p> <p>洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供している。</p> <p>災害発生時には、避難勧告等の情報を現場警察官による直接広報、パトカーによる放送走行を実施できるよう備えている。</p> </li> <li>・ 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上                     <p>地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行っている。一定の要件を満たす高架駅、橋上駅の耐震補強や緊急輸送道路と交差・並走する鉄道高架橋・橋梁の耐震補強、落橋防止対策への支援を行って</p> </li> </ul>			

る。

**【参考 鉄道事業者の取組】**

＜東日本旅客鉄道(株)大宮支社＞

首都直下地震に備えた対策や東日本大震災を教訓とした地震対策として、構造物の各種耐震補強に取り組んでいる。

在来線の高架橋の柱や橋脚の耐震補強工事を進めている。

電化柱（電車が走るための電線を支える電柱）の耐震補強を進めている。

盛土・切取（切土）の耐震補強を進めている。

駅コンコースの天井等の耐震補強を進めている。

県内の一日の乗車1万人以上の駅について、耐震補強が完了している。

・ **道路施設の耐震化等による安全性の向上**

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進めている。

・ **道路ネットワークの整備・通行の確保**

防災拠点への交通アクセスを確保できるよう未接続道路などを整備し、ルート多重化を図っている。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。災害時の道路啓開体制の強化を進めている。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行っている。

・ **治水施設の整備・減災に向けた取組の強化**

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。

防災重点ため池（堤高15m以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。

・ **土砂災害等の防止施設の整備**

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業などを実施している。

**検証**

**【このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性】**

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

地震、洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

大雪では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

地震、洪水では、他の起きてはならない最悪の事態への影響は小さい。

大雪では、他の起きてはならない最悪の事態に影響があるため、この起きてはならない最悪の事態に対策を講ずることは、他の起きてはならない最悪の事態の対策としても効果がある。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ・ 災害情報の共有と県民への適切な提供
- ・ 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上
- ・ 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- ・ 道路ネットワークの整備・通行の確保
- ・ 土砂災害等の防止施設の整備

**評価**

現在の取組を推進する必要がある。



<b>事態のNo・名称</b>	3-6 情報通信が輻輳・途絶する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他 ( )
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>災害の発生により、停電し、電話交換局や基地局に電気が供給されず、地区単位で情報通信が利用できなくなる。道路の沿道の電柱の倒壊により、電話線が断絶し、基地局までの通信もできなくなる。この状況の中、家族の安否確認などの通信需要が増加し、通信要求過多となり通信が成立しにくくなる。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>		<b>この後に起こり得る事態</b>	
電気などのエネルギー供給の停止 情報通信施設の直接被害（交換局・基地局の損壊、電柱の倒壊、電話線の切断）		救助・捜索活動の遅延 情報の正確性低下、伝播遅延 金融機能の低下 <span style="float: right;">等</span>	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>携帯電話の契約数が全国第5位の740万契約あり、本県が被災した場合、県内への通信要求が大幅に増える可能性がある。情報通信施設の被災によりその要求を処理できず、情報通信が輻輳・途絶する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、情報通信体制の強化、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<p>・ <b>情報通信体制の強化</b></p> <p>埼玉県の情報システムに関する業務継続計画（IT-BCP）を策定し、非常時優先業務に必要なIT資源（情報システムや情報ネットワーク）の継続性を確保して、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう備えている。</p>			
<p><b>【参考 情報通信事業者の取組】</b></p> <p>&lt;東日本電信電話(株)埼玉事業部&gt;</p> <p>通信ビルや鉄塔は、強風や地震に耐えられるよう、風水害対策・地震対策を進めている。また、通信ビル内の交換機や電力設備などの通信設備は倒壊しないよう固定するなど耐震対策を進めている。</p> <p>突然の停電時にも電力を長時間確保できるよう、通信ビルや無線基地局には予備電源の設置・強化を進めている。また、予備電源からの給電が停止した場合に配備・給電を行う移動電源車など災害対策機器の充実を進めている。</p> <p>中継ネットワークを網目のように構築し多ルート化を図り、万が一、1つのルートが被災をしても自動的に他のルートへ切り替え、ネットワーク全体の混乱などを未然に防ぐ通信の確保を進めている。</p> <p>災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、災害時等に無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を進めている。</p> <p>代替拠点の整備や行動マニュアル化など事業継続の取組を進めるとともに、各種訓練を計画的に進めている。</p> <p>&lt;(株)ドコモCS埼玉支店&gt;</p> <p>災害対策本部の設置が想定される都道府県庁、市町村役場等の通信を確保するため、基地局の無停電化及びバッテリーの24時間化を実施している。</p> <p>広域災害や停電時に人口密集地の通信を確保するため、通常の基地局とは別に、広範囲をカバーする大ゾーン基地局を設置している。また、通常の基地局についても、多様な災害に対する備えを進めている。</p>			

災害時に通信自体が途絶や麻痺をしないよう、迂回伝送路の確保に努めている。災害時のさらなる通信を確保するため、移動電源車や移動基地局車など災害対策車両の配備を進めている。

災害時における自治体などへの携帯電話や衛星電話の貸し出しや、避難所へ携帯電話充電器を配備する体制を作っている。

災害時を想定した情報伝達訓練、災害対策車両・機器の運用訓練を実施している。

#### ・治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。

防災重点ため池（堤高 15m 以上）5 箇所を含む、4 5 2 箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

### 検証

#### 【このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性】

この起きてはならない最悪の事態は「機能低下」の段階に位置している。

想定災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

#### 【このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響】

地震、洪水では、他の起きてはならない最悪の事態に影響が大きい。この起きてはならない最悪の事態に対策を講ずることは、他の起きてはならない最悪の事態の対策としても効果が高い。

大雪では、他の起きてはならない最悪の事態への影響は小さい。

#### 【このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況】

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・情報通信体制の強化

### 評価

現在の取組を推進する必要がある。

3-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

<b>事態のNo・名称</b>	3-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>災害に伴う停電等により、固定電話、携帯電話などによる情報通信が地区単位で途絶する。これにより、被害等の地区の情報を正確に伝達できない状況になる。停電等によりテレビ、ラジオの放送も受信できず、必要な情報の入手ができない状況になる。正しい情報が入手できず、根拠のない誤った情報が拡散してしまう。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
情報通信の途絶	事件事故対応の遅延 治安の悪化 家族の分断 <span style="float: right;">等</span>		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>本県のインターネット利用率は全国第4位の85.7%である。県、市町村、テレビ・ラジオが正確な情報を発信できずインターネット上の情報が中心となり、誤った情報が拡散する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、災害情報の共有と県民への適切な提供に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</b>                      危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組んでいる。</li> <li>・ <b>防災活動拠点等の強化</b>                      正確な情報把握ができる防災体制を維持できるように、防災拠点となる庁舎などの公共施設を耐震化している。</li> <li>・ <b>災害情報の共有と県民への適切な提供</b>                      市町村が発令する避難勧告等の災害情報を県が運用するシステムを経由して、県ホームページへの自動掲載、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」からのプッシュ配信ができるようにしている。また、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して、メディアに情報提供できるようにしている。また、県内の気象情報や災害情報を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めている。交番・駐在所が作成している広報紙や警察展等のイベントにおいても、災害時の避難経路の確認などの情報発信を行っている。外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行っている。                      洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供している。                      災害発生時には、避難勧告等の情報を現場警察官による直接広報、パトカーによる放送走行を実施できるよう備えている。</li> </ul>			

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「機能低下」の段階に位置している。

想定災害により、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

いずれの災害でも、他の起きてはならない最悪の事態への影響は小さい。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 防災活動拠点等の強化
- ・ 災害情報の共有と県民への適切な提供

**評価**

現在の取組を推進する必要がある。



4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態

<b>事態のNo・名称</b>	4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>家族の安否確認などの通信需要が増加し、通信要求過多となり通信が成立しにくくなり、情報の正確性の低下、情報の伝播遅延が発生する。家族と連絡が取れず、家族が分断される。物資が不足し、無人の家屋等での窃盗が発生する。警察も人命救出に優先的にあたることから、事件事故対応が遅延する。この結果、治安が悪化し、警察需要が大幅に増加する。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
情報の正確性低下・伝播遅延、家族の分断 物資の不足、窃盗被害の発生 救助・捜索活動の発生、事件事故対応の遅延	治安悪化による世情不安 復旧・復興の遅れ	等
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>警察対応の拠点となる警察署で耐震化が必要な警察署については、すべて耐震化事業に着手している。洪水や竜巻、大雪にも備えを進めている。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、総合的な防犯対策の推進、空き家対策の促進、警察の災害対応力の強化に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減              危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。</li> <li>・ 総合的な防犯対策の推進              普及啓発による県民一人一人の自主防犯意識の醸成、自主防犯活動団体や協定締結事業者等と連携した地域による防犯活動の推進、公共空間への防犯カメラなどの整備による総合的な防犯対策を推進している。              県民一人一人が防犯意識を高め、自らが犯罪被害に遭うことのないようにするとともに、犯罪の起きにくい社会を実現するための普及啓発活動を実施している。              県民に自主防犯活動団体の有用性を周知し、積極的な活動参加を促すとともに、犯罪情報の提供や物的支援を行い、自主防犯活動団体の活性化を図っている。              犯罪多発地域内の事業者や犯罪が多発する施設を管理する事業者等と連携し、犯罪実態や施設の防犯診断に基づく対策を実施している。              街頭犯罪等の防止のため、犯罪多発地域や通学路、商店街等への街頭防犯カメラ等の設置について、設置主体に対する助言等の支援を行っている。              インターネット利用者の安全を確保するためサイバーセキュリティの向上に努めている。また、高度なサイバー攻撃に対処できるよう官民連携した対処訓練を行っている。</li> <li>・ 空き家対策の促進              老朽空き家対策及び空き家の利活用について、行政・関係団体による連絡会議を通じて市町村の取組を支援している。              活用可能な空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、県内市町村に対し、空き家バンクの設置を働き掛けるとともに、民間事業者等との連携により新たに創設した（仮称）安心中古住宅登録制度（今年度創設予定）の普及を進めている。</li> </ul>		

・警察の災害対応力の強化

災害時の警察活動の拠点となる警察署の耐震化を進めている。警察署の非常用発電機や耐震性水槽の整備を行っている。大雪、水害、地震の際に必要な資機材の整備、警察活動の継続に不可欠な食料・飲料水の備蓄を行っている。

防災週間などと合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊毎の個別訓練、九都県市合同防災訓練などの他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化している。

検証

[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]

この起きてはならない最悪の事態は「復旧・復興への影響」の段階に位置している。

想定災害により、他の「起きてはならない最悪の事態が」発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

このような事態が起きた場合に備えた対策をとるとともに、このような事態を引き起こす要因に対して対策をとり、この「起きてはならない最悪の事態」の発生を未然に防ぐことが望ましい。

[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]

いずれの想定災害でも、他の起きてはならない最悪の事態への影響は小さい。

[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・総合的な防犯対策の推進
- ・警察の災害対応力の強化

評価

現在の取組を推進する必要がある。

4-2 県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

<b>事態のNo・名称</b>	4-2 県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（火山噴火）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>県・市町村の職員に死傷者が発生し、業務を継続できず、行政機能が低下する。負傷者等の受入先確保を進める中で、被災病院入院患者の転院先の確保も必要となる。建築物の倒壊等により道路・線路が閉塞し、職員が帰庁できず、また、物資搬送に遅延が生じる。ライフラインの途絶などにより衛生状態を確保できない状態となる。このような状態が複合的に発生し、応急対応のための行政需要が大量に発生する。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
倒壊による道路・線路の閉塞、避難所等への物資搬送遅延 災害廃棄物の発生、河川水質等の自然環境悪化 死者・負傷者等の発生、被災病院入院患者の転院搬送 地域の衛生状態の悪化	復旧・復興の遅れ	等
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>行政自らが被災し、通信や移動が制約される状況下においても業務が継続できるよう業務継続計画を策定し、毎年訓練を実施している。また、県内市町村においても、平成28年8月現在で、48市町は業務継続計画が策定済みである一方、15市町村が未策定となっている。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、応急対応に必要な非常用電源等の確保、情報通信体制の強化、平常時からの連携関係の確立、災害情報の共有と県民への適切な提供、自助と共助による地域単位の防災力の向上、防災知識の普及啓発、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、土砂災害等の防止施設の整備、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保、住宅・建築物の耐震化等の促進、空き家対策の促進、災害に強い都市づくり、市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化、学校の災害対応力の向上、有害物質等の流出対策の確実な実施に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<p>・ <b>消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</b>  地震による建物倒壊や列車転覆事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施している。  大型集客施設や駅などにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図っている。  危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組んでいる。</p> <p>・ <b>防災活動拠点等の強化</b>  県庁が実践的な防災体制を維持できるように、防災拠点となる庁舎などの公共施設を耐震化している。  防災活動拠点等へのアクセスの確保のため、未接続道路などを整備し、ルートのも多重化を図っている。</p> <p>・ <b>応急対応に必要な非常用電源等の確保</b>  県有施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ・省エネ設備を積極的に取り入れている。また、再生可能エネルギーである太陽熱を利用した給湯設備の導入を進</p>		



めている。

県営水道の施設では、送水が継続できるよう非常用自家発電設備の増強を行っている。流域下水道では、下水等の処理機能を維持できるよう非常用自家発電設備の計画的な改築・更新を行っている。

・ **情報通信体制の強化**

埼玉県の情報システムに関する業務継続計画（IT-BCP）を策定し、非常時優先業務に必要な IT 資源（情報システムや情報ネットワーク）の継続性を確保して、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう備えている。

**【参考 情報通信事業者の取組】**

<東日本電信電話(株)埼玉事業部>

通信ビルや鉄塔は、強風や地震に耐えられるよう、風水害対策・地震対策を進めている。また、通信ビル内の交換機や電力設備などの通信設備は倒壊しないよう固定するなど耐震対策を進めている。

突然の停電時にも電力を長時間確保できるよう、通信ビルや無線基地局には予備電源の設置・強化を進めている。また、予備電源からの給電が停止した場合に配備・給電を行う移動電源車など災害対策機器の充実を進めている。

中継ネットワークを網目のように構築し多ルート化を図り、万が一、1つのルートが被災をしても自動的に他のルートへ切り替え、ネットワーク全体の混乱などを未然に防ぐ通信の確保を進めている。

災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、災害時等に無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を進めている。

代替拠点の整備や行動マニュアル化など事業継続の取組を進めるとともに、各種訓練を計画的に進めている。

<(株)ドコモCS埼玉支店>

災害対策本部の設置が想定される都道府県庁、市町村役場等の通信を確保するため、基地局の無停電化及びバッテリーの24時間化を実施している。

広域災害や停電時に人口密集地の通信を確保するため、通常の基地局とは別に、広範囲をカバーする大ゾーン基地局を設置している。また、通常の基地局についても、多様な災害に対する備えを進めている。

災害時に通信自体が途絶や麻痺をしないよう、迂回伝送路の確保に努めている。災害時のさらなる通信を確保するため、移動電源車や移動基地局車など災害対策車両の配備を進めている。

災害時における自治体などへの携帯電話や衛星電話の貸し出しや、避難所へ携帯電話充電器を配備する体制を作っている。

災害時を想定した情報伝達訓練、災害対策車両・機器の運用訓練を実施している。

・ **平常時からの連携関係の確立**

幅広い業種の企業等との包括的連携協定の締結、官民連携の相談窓口の設置により、庁内・企業からの連携事業の相談、提案を幅広く受け、連携事業を拡大している。また、271 団体と災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進めている。

近隣市町村間の連携の取組を支援している。

・ **災害情報の共有と県民への適切な提供**

市町村が発令する避難勧告等の災害情報を県が運用するシステムを経由して、県

ホームページへの自動掲載、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」からのプッシュ配信ができるようにしている。また、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して、メディアに情報提供できるようにしている。また、県内の気象情報や災害情報を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めている。交番・駐在所が作成している広報紙や警察展等のイベントにおいても、災害時の避難経路の確認などの情報発信を行っている。外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行っている。

洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供している。

災害発生時には、避難勧告等の情報を現場警察官による直接広報、パトカーによる放送走行を実施できるよう備えている。

・ **自助と共助による地域単位の防災力の向上**

減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。

地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行っている。

・ **防災知識の普及啓発**

自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成し、防災知識の普及啓発を進めている。

防災学習の拠点として運営している「防災学習センター」では、県民に対し日頃からの備えや災害発生時の対処方法に関する体験学習の機会及び情報の提供を行っている。

また、自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に「地震対策セミナー」や出前講座を実施している。

・ **治水施設の整備・減災に向けた取組の強化**

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。

防災重点ため池（堤高15m以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。

・ **土砂災害等の防止施設の整備**

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業などを実施している。

・ **道路施設の耐震化等による安全性の向上**

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進めている。

・ **道路ネットワークの整備・通行の確保**

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるととも

に、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行っている。高次医療機関への交通アクセスを確保できるよう未接続道路などを整備し、ルート多重化を図っている。

・住宅・建築物の耐震化等の促進

建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努めている。県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進めている。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかけている。老朽化した県営住宅の計画的な建替えを進めている。保育所等の社会福祉施設についても計画的に耐震化を進めている。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化工事の支援をしている。

また、震災後の建築物の危険度を判定する応急危険度判定士を養成・訓練し、判定体制を整備・維持している。

・空き家対策の促進

老朽空き家対策及び空き家の利活用について、行政・関係団体による連絡会議を通じて市町村の取組を支援している。

活用可能な空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、県内市町村に対し、空き家バンクの設置を働きかけるとともに、民間事業者等との連携により新たに創設した（仮称）安心中古住宅登録制度（今年度創設予定）の普及を進めている。

・災害に強い都市づくり

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性が高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援している。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレイカーの設置などの燃えないまちづくりを推進している。

防災空地の確保のため、しらこぼと公園など県内5公園の未開設区域の開設に向けた整備を進めている。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備えている。

・清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化

各家庭に水道水を供給する水道事業者に対して、水道施設の耐震化、老朽化水道施設の更新を支援している。

県営水道では、水質の信頼性を確保するため、水源の水質を定期的に監視している。浄水場に取り水してから毒物監視装置等により常時監視を行っている。また、災害に備えて、貯水タンクの増設、水処理施設の耐震補強、非常用自家発電設備の整備を進めている。

水道水源となる河川の定期的な水質測定等による広域的な汚染の監視や水質検査の信頼性確保に取り組んでいる。

・市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

災害に備え、県が運営する流域下水道事業では、管渠やポンプ場の流下機能の確保、終末処理場の施設の耐震化による処理機能の確保、耐震化完了までの補完計画の作成を行っている。老朽化が進行している農業集落排水の施設の機能診断や補修

工事を実施している。

緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にあるマンホールの浮上防止対策を実施している。

災害時の行政機能の低下を補完するため、予め他都道府県と取り決めたルールによる支援による応急対応が実施できるよう備えている。また、被災時の下水道使用による混乱を防ぐため下水使用制限要請ができるよう備えている。

・ **学校の災害対応力の向上**

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努めている。各学校において地域の関係機関との連携を推進している。

小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努めている。高校では、社会の支援者として自覚し、安心安全な社会づくりに貢献できる生徒の育成に努めている。

県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進めている。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかけている。

・ **有害物質等の流出対策の確実な実施**

毒物劇物などの化学物質による事故を未然に防止するため、毒物劇物の製造業者などに対して適切な管理状態を確保するよう指導している。化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者の排出削減の取組を促進し、環境コミュニケーションの普及や分かりやすい情報発信を行う。

水質事故の未然防止の重要性を事業者に啓発するとともに、事故時には「異常水質事故発生時における危機管理マニュアル」に基づき、事故状況の把握、原因調査、汚染拡大防止、被害発生防止を図っている。

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「復旧・復興への影響」の段階に位置している。想定災害により、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

このような事態が起きた場合に備えた対策をとるとともに、このような事態を引き起こす要因に対して対策をとり、このような事態の発生を未然に防ぐことが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

いずれの想定災害でも、他の起きてはならない最悪の事態への影響は小さい。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ・ 防災活動拠点等の強化
- ・ 応急対応に必要な非常用電源等の確保
- ・ 情報通信体制の強化
- ・ 平常時からの連携関係の確立
- ・ 災害情報の共有と県民への適切な提供

その他、次にあげる項目の推進が考えられる。

- ・被災した場合でも県の業務を継続できるように「業務継続計画の定期的な見直し、訓練実施」
- ・「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備」
- ・被災時の物資輸送について、集積・配送拠点、人材等について「民間事業者等との連携強化」
- ・他自治体、県内市町村が被災した場合の「県職員派遣体制の整備」及び他自治体等からの応援をスムーズに受け入れる「受援体制の整備」

#### 評価

現状（今後の県内市町村の業務継続計画の策定推進、業務継続計画策定後の訓練実施推進）を踏まえ、現在の取組を一層推進する必要がある。加えて、次にあげる項目について推進する必要がある。

- ・被災した場合でも県の業務を継続できるように「業務継続計画の定期的な見直し、訓練実施」
- ・「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備」
- ・被災時の物資輸送について、避難所に物資が届くように集積・配送拠点、人材等について「民間事業者等との連携強化」
- ・他自治体、県内市町村が被災した場合の「県職員派遣体制の整備」及び他自治体等からの応援をスムーズに受け入れる「受援体制の整備」

5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

<b>事態のNo・名称</b>	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（火山噴火）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>道路・鉄道の施設が被災し、通行・運行の再開のめどが立たない区間が発生し、物資の輸送ができない状態になる。自宅に帰ることのできない人が多く発生し、一時避難所などにあふれる。食料などの備蓄品が底をつくが、物資が届かず、食料や日用品など生活に必要な物資が不足する。移動・輸送のための燃料も不足する。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
道路・線路の閉塞等による物資輸送の停止 帰宅困難者の発生	孤立集落・避難所等で物資の搬送遅延・不足 窃盗被害の発生、治安の悪化 経済活動の停滞 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>地域防災計画に基づき食料等の備蓄を行うとともに、民間企業と協定を結び、食料等の確保に努めている。大規模災害発生時には、備蓄量を超える物資の需要が発生する可能性があり、このような事態の発生の可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、自助と共助による地域単位の防災力の向上、防災知識の普及啓発、災害情報の共有と県民への適切な提供、帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援、水の効率的利用の推進、次世代自動車の普及、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組んでいる。</li> </ul> </li> <li>・ 防災活動拠点等の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。</li> <li>県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。また、応急食品を確保するため、民間企業等との協定を締結している。</li> </ul> </li> <li>・ 自助と共助による地域単位の防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。</li> <li>地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行っている。</li> </ul> </li> <li>・ 防災知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成し、防災知識の普及啓発を進めている。</li> </ul> </li> </ul>		



防災学習の拠点として運営している「防災学習センター」では、県民に対し日頃からの備えや災害発生時の対処方法に関する体験学習の機会及び情報の提供を行っている。

また、自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に「地震対策セミナー」や出前講座を実施している。

・ **災害情報の共有と県民への適切な提供**

市町村が発令する避難勧告等の災害情報を県が運用するシステムを経由して、県ホームページへの自動掲載、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」からのプッシュ配信ができるようにしている。また、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して、メディアに情報提供できるようにしている。また、県内の気象情報や災害情報を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めている。交番・駐在所が作成している広報紙や警察展等のイベントにおいても、災害時の避難経路の確認などの情報発信を行っている。外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行っている。

洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供している。

災害発生時には、避難勧告等の情報を現場警察官による直接広報、パトカーによる放送走行を実施できるよう備えている。

・ **平常時からの連携関係の確立**

271 団体と災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進めている。

・ **帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援**

県内の主要 7 駅に帰宅困難者対策協議会を設置し、駅周辺での混乱防止対策や一時滞在施設の確保を進めている。

啓発リーフレットの配布、訓練時の呼びかけ等により、一斉帰宅抑制の周知を進めている。また、東京都と連携した要配慮者の搬送訓練等を実施し、帰宅支援ができるよう備えている。

・ **水の効率的利用の推進**

必要水源量を確保するため、未完成の水資源開発施設の早期完成を国等に働きかけている。雨水の集中的な流出を抑制し、緊急時の水源として活用できる雨水利用施設の整備の検討を進めている。

・ **次世代自動車の普及**

EV・PHVの充電インフラの整備、自動車の蓄電池の電力を家庭で利用する設備（V2H）の設置支援を進めている。また、燃料電池自動車の導入や水素ステーション整備を支援している。

・ **治水施設の整備・減災に向けた取組の強化**

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。

防災重点ため池（堤高 15m 以上）5 箇所を含む、4 5 2 箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。



・道路施設の耐震化等による安全性の向上

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進めている。

・道路ネットワークの整備・通行の確保

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行っている。防災拠点への交通アクセスを確保できるよう未接続道路などを整備し、ルートの多重化を図っている。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行っている。

検証

【このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性】

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

地震、竜巻では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

【このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響】

地震では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果がある。

洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響は小さい。

竜巻では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

【このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況】

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・防災活動拠点等の強化
- ・平常時からの連携関係の確立
- ・道路施設の耐震化等による安全性の向上
- ・道路ネットワークの整備・通行の確保

評価

現在の取組を推進する必要がある。

5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

<b>事態のNo・名称</b>	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他(火山噴火)	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>① 災害により、発電所・送配電設備が被害を受け、発電・送配電を停止し、多くの施設・家屋で停電が発生する。</p> <p>② 災害により、都市ガス、LPガスを供給する施設が被害を受け、ガスが供給できなくなる。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
電気供給施設、都市ガス等の二次エネルギー供給施設の直接被害	上下水道の処理停止、衛生状態の悪化 生活機能の低下、医療機能の低下 情報通信の途絶、信号機の停止 農業・産業の生産力の低下 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>県内の使用電力量、都市ガス販売量、LPガス販売量は全国上位であり、県内の利用量は多い。そのため、このような事態が発生した場合、その影響は大きくなる可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、電気・ガス等のエネルギー供給体制の強化、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保、次世代自動車の普及、水素社会実現に向けた取組の推進、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<p>・電気・ガス等のエネルギー供給体制の強化</p> <p><b>【参考 電気・ガス事業者の取組】</b></p> <p>&lt;東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社&gt;</p> <p>県内の関係事務所の建屋は、全て耐震対策が完了している。電力設備については、送電線ルートを経路に設置し、1つのルートが使用できなくても他のルートで送電可能なよう、災害に強い供給網を整備している。また、各種設備については、指針や技術基準に基づいた耐震性を有した構造としている。</p> <p>停電発生時には、自動停電復旧システム、24時間常駐の運転員による電力系統切り替え操作、及び、常駐保守員による被災現場の応急復旧などにより、停電エリアの極小化と停電の早期解消ができる体制整備に努めている。</p> <p>また、被災設備の状況や停電影響、関係機関からの要請などを出来るだけ早く正確に把握し、被災設備をどのように仮復旧して応急送電するのか、復旧資機材・要員の効果的な投入など、適切な対処方法が決定できるよう、防災復旧訓練等を実施している。</p> <p>&lt;東京ガス(株)埼玉支社&gt;&lt;埼玉県ガス協会&gt;</p> <p>ガス製造設備及び、高圧・中圧ガス導管は耐震性を有した構造としている。低圧導管に関しては地震が発生してもガス漏洩を発生しにくくするため、PE管等耐震性の高い導管の新設・取り替えを進めている。また、保安上重要建物における敷地内の埋設管(灯外内管)の耐震性向上を図っている。</p> <p>被害が大きく保安を確保することが困難なエリアのみ供給停止し、安全な箇所は供給継続するため、低圧導管の供給停止ブロックを細分化している。被害が小さいエリアの供給を迅速に再開するため、ガバナ遠隔再稼働システムの導</p>		

入を推進している。また、地震の揺れを素早く把握するために、各地区ガバナにS Iセンサの設置を進めている。(東京ガスは設置済み。)

各家庭においても、震度5程度以上の地震を感知した際に、ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターを設置している。

また、東京ガスでは、2016年に日立LNG基地を新設し、本基地と東京湾内の既存3基地が連携することにより、供給インフラ全体の安定性を向上させたほか、大規模な火災が発生しているエリアの都市ガス供給を迅速に停止するために、同社の地震防災システム(SUPREME)に埼玉県が持つ火災情報をリアルタイムに表示させる機能を開発した。

#### <一般社団法人埼玉県LPガス協会>

一般消費者等に、LPガスを使用中に震度5相当以上の地震を感知すると安全装置が働き、自動的にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。

地震や水害等の自然災害発生時に、LPガス容器の転倒等による高圧部のガス漏洩防止のため、「ガス放出防止型高圧ホース」の設置に取り組んでいる。

災害時であっても供給を継続するために必要な自家発電設備や緊急通信設備等を配備している県内22か所の災害対応型中核充填所と連携し、災害時情報収集伝達訓練、中核充填所稼働訓練を実施している。

被災地域におけるLPガスの保安確保と供給のため、全国LPガス協会関東ブロック連合協議会管内で災害時相互支援協定を締結している。

#### ・省エネルギー化の推進

県有施設のうちエネルギーを大量に使用している施設において、高効率機器や省エネ器具の使用により、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減するESCO事業を導入している。

電気と熱を同時につくる高効率なコージェネレーションシステムの普及啓発を進めるとともに、システムを導入する事業者への支援を行っている。

#### ・再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保

県有施設の設備設計の際に太陽光発電等の創エネ・省エネ設備を積極的に取り入れている。また、再生可能エネルギーである太陽熱を利用した給湯設備の導入を進めている。

エネルギーの安全・安心を確保するため、地域のエネルギーは地域でまかなえるよう、住宅用の太陽光発電設備等の導入を促進している。

高効率発電が可能な大規模焼却施設を導入する市町村を支援する。また、生ごみを利用したバイオガス化施設の導入を検討する市町村を支援している。

#### ・次世代自動車の普及

EV・PHVの充電インフラの整備、自動車の蓄電池の電力を家庭で利用する設備(V2H)の設置支援を進めている。また、燃料電池自動車の導入や水素ステーション整備を支援している。

#### ・水素社会実現に向けた取組の推進

燃料電池自動車の導入や水素ステーション整備を支援している。

水素ステーションの設置の際には、技術基準への適合審査や完成時の実地検査により、周辺住民の安全を確保している。

#### ・治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うな

ど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。  
 防災重点ため池（堤高 15m 以上）5 箇所を含む、4 5 2 箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。  
 土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「機能低下」の段階に位置している。  
 想定災害によるインフラ等の直接被害により引き起こされる可能性がある。  
 このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

いずれの想定災害でも、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響が大きいため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。  
 ・電気・ガス等のエネルギー供給体制の強化

**評価**

現在の取組を一層推進する必要がある。

5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

<b>事態のNo・名称</b>	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（火山噴火）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>①災害の発生により、有害物質等が河川に流出し、長期にわたって浄水場の取水ができなくなる。</p> <p>②災害の発生により、水道施設や電力供給系統が損傷し、水処理機能や送水機能を喪失し、長期にわたって送水できなくなる。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
上水道施設の直接被害 電気・ガス等のエネルギー供給の停止 河川水質等の悪化	生活機能の低下、医療機能の低下 消火活動用の用水の不足 衛生状態の悪化 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>生命の維持には1人1日3リットルは飲料水が必要とされている。浄水施設の耐震化率、基幹管路の耐震適合率は、全国平均を下回っている。給水停止は河川水質の悪化等の水道施設以外が原因となる場合がある。そのため、災害時にはこのような事態の発生の可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、水の効率的利用の推進、有害物質等の流出対策の確実な実施、清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>水の効率的利用の推進</b>                      必要水源量を確保するため、未完成の水資源開発施設の早期完成を国等に働きかけている。雨水の集中的な流出を抑制し、緊急時の水源として活用できる雨水利用施設の整備の検討を進めている。</li> <li>・ <b>有害物質等の流出対策の確実な実施</b>                      毒物劇物などの化学物質による事故を未然に防止するため、毒物劇物の製造業者などに対して適切な管理状態を確保するよう指導している。化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者の排出削減の取組を促進し、環境コミュニケーションの普及や分かりやすい情報発信を行う。                      水質事故の未然防止の重要性を事業者に啓発するとともに、事故時には「異常水質事故発生時における危機管理マニュアル」に基づき、事故状況の把握、原因調査、汚染拡大防止、被害発生防止を図っている。</li> <li>・ <b>清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化</b>                      各家庭に水道水を供給する水道事業者に対して、水道施設の耐震化、老朽化水道施設の更新を支援している。                      県営水道では、水質の信頼性を確保するため、水源の水質を定期的に監視している。浄水場に取水してからは毒物監視装置等により常時監視を行っている。また、災害に備えて、貯水タンクの増設、水処理施設の耐震補強、非常用自家発電設備の整備を進めている。                      水道水源となる河川の定期的な水質測定等による広域的な汚染の監視や水質検査の信頼性確保に取り組んでいる。</li> <li>・ <b>治水施設の整備・減災に向けた取組の強化</b>                      治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムな</li> </ul>		



<p>などを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。</p>
<p><b>検証</b></p>
<p><b>【このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性】</b>          この起きてはならない最悪の事態は、「間接被害」の段階に位置している。          想定災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。          このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。</p> <p><b>【このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響】</b>          いずれの想定災害でも、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果がある。</p> <p><b>【このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況】</b>          この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化</li> <li>・治水施設の整備・減災に向けた取組の強化</li> </ul>
<p><b>評価</b></p>
<p>現状（生命の維持のために飲料水が必要であること、浄水施設の耐震化率・基幹管路の耐震適合率が全国平均を下回っていること）を踏まえ、現在の取組を一層推進する必要がある。</p>

5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

<b>事態のNo・名称</b>	5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>災害の発生により、処理施設が破損し、下水の処理・放流ができなくなる。市街地では、液状化によるマンホール・下水道管の浮上などにより下水道管が破損し下水を流すことができなくなる。下水道施設の破損や電気の供給停止により、下水を下水処理施設に流せない事態が続き、市街地等に汚水が滞留する。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>		<b>この後に起こり得る事態</b>	
下水道施設の直接被害 電気・ガス等のエネルギー供給の停止		生活機能の低下 医療機能の低下 衛生状態の悪化 <span style="float: right;">等</span>	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>下水道主要管渠の耐震化率は全国平均を上回っている。被害の発生場所によっては、下水を流すことができなくなる可能性があり、複数の市町村の下水を処理する流域下水道を利用している県民が8割を超えているため、広域にわたってこのような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<p>・市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化</p> <p>下水道、農業集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと、生活排水等を適切に処理する施設の整備を市町村とともに進めている。市町村が実施する公共下水道の未普及解消や、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から生活排水をすべて処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換に対する支援を行っている。</p> <p>災害に備え、県が運営する流域下水道事業では、管渠やポンプ場の流下機能の確保、終末処理場の施設の耐震化による処理機能の確保、耐震化完了までの補完計画の作成を行っている。老朽化が進行している農業集落排水の施設の機能診断や補修工事を実施している。</p> <p>市街地の浸水被害の軽減を図るため、雨水を排除する下水道の整備に対する技術的支援を行っている。</p> <p>災害時の行政機能の低下を補完するため、予め他都道府県と取り決めたルールによる支援による応急対応が実施できるよう備えている。また、被災時の下水道使用による混乱を防ぐため下水使用制限要請ができるよう備えている。</p> <p>・治水施設の整備・減災に向けた取組の強化</p> <p>治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。</p> <p>防災重点ため池（堤高15m以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。</p>			



検証
<p><b>【このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性】</b>                      この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。                      想定災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。                      このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。</p> <p><b>【このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響】</b>                      いずれの想定災害でも、他の起きてはならない最悪の事態に影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果がある。</p> <p><b>【このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況】</b>                      この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化</li> <li>・治水施設の整備・減災に向けた取組の強化</li> </ul>
評価
<p>現在の取組を推進する必要がある。</p>

5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

<b>事態のNo・名称</b>	5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>災害の発生により、多数の死者・負傷者や帰宅困難者が発生し、地域にいるべき人材がいない状態になり、地域活動の担い手が不足する。電気などのエネルギーの供給や上下水道が停止し、生活に必要な機能が低下し、衛生状態も悪化する。地域活動の担い手が不足し、避難所等の生活環境が維持できず、生活環境が悪化する。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
多数の死者・負傷者の発生 衛生状態の悪化 生活機能の低下	広域避難の発生  等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>災害時の地域活動のため自主防災組織の組織化を進め、全国平均を上回る組織率となっている。本県は昼夜間人口比率が全国で最も低く、災害の規模・発生時間帯によっては地域活動の担い手が地域に戻ることができずに、このような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、避難所の公衆衛生と生活の質の確保、自助と共助による地域単位の防災力の向上、防災知識の普及啓発、平常時からの連携関係の確立、総合的な防犯対策の推進、帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援、警察の災害対応力の強化、住宅・建築物の耐震化等の促進に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>避難所の公衆衛生と生活の質の確保</b> <p>災害時公衆衛生活動マニュアルにおいて、平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担や職員派遣に関する整備等が示されている。</p> <p>平常時から飼い主に災害時のペット同行避難など飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行っている。（公社）埼玉県獣医師会や民間企業と災害発生時の連携について覚書を交わしている。</p> </li> <li>・ <b>自助と共助による地域単位の防災力の向上</b> <p>減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。</p> <p>地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行っている。</p> <p>元気な高齢者が地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりなどの支援を進めている。</p> </li> <li>・ <b>防災知識の普及啓発</b> <p>自助・共助の観点から地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的にわかりやすくまとめた資料を作成し、防災知識の普及啓発を進めている。</p> <p>防災学習の拠点として運営している「防災学習センター」では、県民に対し日頃からの備えや災害発生時の対処方法に関する体験学習の機会及び情報の提供を行っている。</p> <p>また、自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に「地震対策セミナー」</p> </li> </ul>			

や出前講座を実施している。

・ **平常時からの連携関係の確立**

幅広い業種の企業等との包括的連携協定の締結、官民連携の相談窓口の設置により、庁内・企業からの連携事業の相談、提案を幅広く受け、連携事業を拡大している。また、271 団体と災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進めている。

地域の課題解決に取り組むNPOなどへの支援を進めている。また、近隣市町村間の連携の取組を支援している。

・ **総合的な防犯対策の推進**

普及啓発による県民一人一人の自主防犯意識の醸成、自主防犯活動団体や協定締結事業者等と連携した地域による防犯活動の推進、公共空間への防犯カメラなどの整備による総合的な防犯対策を推進している。

県民一人一人が防犯意識を高め、自らが犯罪被害に遭うことのないようにするとともに、犯罪の起きにくい社会を実現するための普及啓発活動を実施している。

県民に自主防犯活動団体の有用性を周知し、積極的な活動参加を促すとともに、犯罪情報の提供や物的支援を行い、自主防犯活動団体の活性化を図っている。

犯罪多発地域内の事業者や犯罪が多発する施設を管理する事業者等と連携し、犯罪実態や施設の防犯診断に基づく対策を実施している。

街頭犯罪等の防止のため、犯罪多発地域や通学路、商店街等への街頭防犯カメラ等の設置について、設置主体に対する助言等の支援を行っている。

インターネット利用者の安全を確保するためサイバーセキュリティの向上に努めている。また、高度なサイバー攻撃に対処できるよう官民連携した対処訓練を行っている。

・ **帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援**

県内の主要7駅に帰宅困難者対策協議会を設置し、駅周辺での混乱防止対策や一時滞在施設の確保を進めている。

啓発リーフレットの配布、訓練時の呼びかけ等により、一斉帰宅抑制の周知を進めている。また、東京都と連携した要配慮者の搬送訓練等を実施し、帰宅支援ができるよう備えている。

・ **警察の災害対応力の強化**

災害時の警察活動の拠点となる警察署の耐震化を進めている。警察署の非常用発電機や耐震性水槽の整備を行っている。大雪、水害、地震の際に必要な資機材の整備、警察活動の継続に不可欠な食料・飲料水の備蓄を行っている。

防災週間などと合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊毎の個別訓練、九都県市合同防災訓練などの他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化している。

・ **住宅・建築物の耐震化等の促進**

県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進めている。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかけている。保育所等の社会福祉施設についても計画的に耐震化を進めている。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化工事の支援をしている。

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

地震、大雪では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

洪水、竜巻では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後に引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

いずれの想定災害でも、他の起きてはならない最悪の事態への影響は小さい。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・避難所の公衆衛生と生活の質の確保
- ・自助と共助による地域単位の防災力の向上
- ・平常時からの連携関係の確立

その他、「避難所運営の支援体制整備」「避難者の生活環境の確保」「要配慮者対応」等に関する取組の推進が考えられる。

**評価**

現在の取組を推進する必要がある。加えて、「避難所運営の支援体制整備」「避難者の生活環境の確保」「要配慮者対応」等に関する取組を推進する必要がある。

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

<b>事態のNo・名称</b>	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（火山噴火）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>① 災害の発生により、農地が流出・冠水により破損し、ため池等の農業基盤施設の損壊、パイプハウス等の農業用施設が損壊する。発生時に生育していた農作物が収穫できなくなる。農業用施設の損壊等により生産が継続できなくなり、農業生産力が大幅に低下する。</p> <p>② 災害の発生により、生産設備が破損し、操業が停止する。設備が破損しなかった工場においても、材料が届かず営業を再開できない状況が継続する。営業が再開できる状態となっても、旅客の輸送停止により、従業員が通勤に時間を要するため、短時間の操業・営業となり、生産力が大幅に低下する。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
農林業・産業施設の直接被害 電気等のエネルギー供給の停止 物資、旅客の輸送停止 汚濁物質処理施設等の関連施設の停止	経済活動の停滞 不作付農地の大幅増加 家畜伝染病の発生	
等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>農業産出額が全国第17位、実質県内総生産が全国第5位となっている。発生する災害の規模によっては、全県域で被害を受けない場合でもこのような事態の発生の可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、平常時からの農業生産の確保、平常時からの産業基盤づくり、産業を担う人材の育成・確保、有害物質等の流出対策の確実な実施、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時からの農業生産の確保                     <p>青年の就農意欲の向上と就農後の定着を国の制度を活用して進めている。関係機関が連携して質の高い新規就農者の育成等を支援している。平常時から野菜の新規作付面積の拡大を図り、野菜産地の生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を進めている。</p> <p>また、防災重点ため池を含む農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進めている。自治会や水利組合、土地改良区などへ農地の多面的機能の周知を進め、農地維持を進めている。</p> </li> <li>・平常時からの産業創出                     <p>本県の「稼ぐ力」を強化するため、国際競争力を持った付加価値の高い新しい産業を生み出す「先端産業創造プロジェクト」を展開している。本県への企業立地を促進するとともに、操業前後のフォローアップを行い、企業から要望を適切に関係機関につないでいる。</p> </li> <li>・産業を担う人材の育成・確保                     <p>専門高校等において企業等の支援を受け、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図っている。さらに実践的な職業教育で生徒の勤労観、職業</p> </li> </ul>		

観を醸成している。

また、民間教育訓練機関を活用した職業訓練、企業の具体的オーダーに基づく技能講習などにより、多様な産業人材ニーズへの機動的な対応を進めている。働く意欲がある誰もが、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、自らの力を高め、適材適所の職場で活躍できるよう取組を進めている。

#### ・産業機能の維持

県産業振興公社と連携してBCPに関するセミナーの開催やチラシの作成・配布、ホームページでの広報を行い、BCPの普及を進めている。また、BCP策定を希望する中小企業への支援を行っている。

災害時においても工業用水を受水企業へ安定供給するため、水処理施設の耐震補強及び非常用自家発電設備の整備を進めている。

#### ・有害物質等の流出対策の確実な実施

毒物劇物などの化学物質による事故を未然に防止するため、毒物劇物の製造業者などに対して適切な管理状態を確保するよう指導している。化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者の排出削減の取組を促進し、環境コミュニケーションの普及や分かりやすい情報発信を行う。

高圧ガス取扱事業所への立入検査により、技術基準の適合状況、維持管理状況、保安体制などの検査を行うとともに、高圧ガス業界と連携した保安確保を進めている。

水質事故の未然防止の重要性を事業者に啓発するとともに、事故時には「異常水質事故発生時における危機管理マニュアル」に基づき、事故状況の把握、原因調査、汚染拡大防止、被害発生防止を図っている。

石綿（アスベスト）の飛散防止、中皮腫などの健康被害の予防のため、石綿除去の無届工事の防止、工事の際のリスクコミュニケーションの実施指導、適切な解体工事の実施指導、大気中の石綿濃度のモニタリング調査を行っている。また、民間建築物の石綿分析調査、一定規模以上の石綿除去等工事への支援を行っている。

#### ・治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。

防災重点ため池（堤高15m以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

#### ・道路施設の耐震化等による安全性の向上

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進めている。

#### ・道路ネットワークの整備・通行の確保

道路の通行を確保するため、幹線道路の未接続区間の整備を進めている。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。災害時の道路啓開体制の強化を進めている。



生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行っている。

#### 検証

##### [このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]

この起きてはならない最悪の事態は「機能低下」の段階に位置している。

地震、洪水、竜巻では、インフラ等の直接被害により、すぐに引き起こされる可能性がある。

大雪では、インフラ等の直接被害により、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

##### [このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]

地震、洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

竜巻、大雪では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果がある。

##### [このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 平常時からの農業生産の確保
- ・ 平常時からの産業創出
- ・ 産業を担う人材の育成・確保
- ・ 金融機能・産業機能の維持

#### 評価

現在の取組を一層推進する必要がある。

6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

<b>事態のNo・名称</b>	6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>停電等による情報通信の途絶等により、金融機関の多くの店舗が営業を継続できない状態となる。生活必需品の購入や当座の現金確保のための現金需要が高まるが、預金の払い戻しができない状態となる。企業間の資金決済が滞り、経営状態に関係のない倒産が発生する。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
情報通信の途絶	窃盗被害の発生、治安の悪化 等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>県内には1万以上の製造業の事業所があり、全国第4位の事業所数となっている。災害の規模によっては多くの事業所の事業活動が影響を受け、事業活動を停止し、このような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、金融機能・産業機能の維持、平常時からの農業生産の確保、平常時からの産業基盤づくり、産業を担う人材の育成・確保、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保に取り組んでいく。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<p>・ <b>金融機能・産業機能の維持</b></p> <p>県内主要銀行各行ともBCP（業務継続計画）を策定しており、それに基づく訓練も実施されている。</p> <p>県産業振興公社と連携してBCPに関するセミナーの開催やチラシの作成・配布、ホームページでの広報を行い、BCPの普及を進めている。また、BCP策定を希望する中小企業への支援を行っている。</p> <p>災害時においても工業用水を受水企業へ安定供給するため、水処理施設の耐震補強及び非常用自家用発電設備の整備を進めている。</p>			
<p><b>【参考 金融機関の取組】</b></p> <p>&lt; 埼玉りそな銀行 &gt;</p> <p>県内ほぼ全拠点施設において耐震化が完了している。また、非常用発電機、その他災害用備蓄品の整備されている。</p> <p>関東・関西のシステムセンターによる相互バックアップ体制が構築されている。</p> <p>全店TV会議システムや衛星携帯電話、安否確認システムなど配備済み各種システム等の実効性向上に向けた各種訓練を実施するとともに、平時活用の促進をしている。</p> <p>業務継続計画を策定・見直しし、各拠点における業務継続体制を整備するとともに、定例的にグループ・社内横断の訓練を実施している。現場対応力向上に向けた管理者向け危機対応模擬訓練を実施している。</p> <p>県内の他金融機関との災害時対応の連携強化を図るため、協定を締結している。</p>			

・ 平常時からの農業生産の確保

青年の就農意欲の向上と就農後の定着を国の制度を活用して進めている。関係機関が連携して質の高い新規就農者の育成等を支援している。平常時から野菜の新規作付面積の拡大を図り、野菜産地の生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を進めている。

また、防災重点ため池及び農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計を進めている。基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進めている。自治会や水利組合、土地改良区などへ農地の多面的機能の周知を進め、農地維持を進めている。

・ 平常時からの産業創出

本県の「稼ぐ力」を強化するため、国際競争力を持った付加価値の高い新しい産業を生み出す「先端産業創造プロジェクト」を展開している。本県への企業立地を促進するとともに、操業前後のフォローアップを行い、企業から要望を適切に関係機関につないでいる。

・ 産業を担う人材の育成・確保

専門高校等において企業等の支援を受け、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図っている。さらに実践的な職業教育で生徒の勤労観、職業観を醸成している。

また、民間教育訓練機関を活用した職業訓練、企業の具体的オーダーに基づく技能講習などにより、多様な産業人材ニーズへの機動的な対応を進めている。働く意欲がある誰もが、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、自らの力を高め、適材適所の職場で活躍できるよう取組を進めている。

・ 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。

防災重点ため池（堤高 15m 以上）5 箇所を含む、4 5 2 箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。

土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

・ 道路施設の耐震化等による安全性の向上

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路の安全確保を進めている。

・ 道路ネットワークの整備・通行の確保

道路の通行を確保するため、幹線道路の未接続区間の整備を進めている。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。災害時の道路啓開体制の強化を進めている。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行っている。

検証
<p>[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]</p> <p>この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。                  想定災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。                  このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。</p> <p>[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]</p> <p>地震では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。                  洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の起きてはならない最悪の事態の対策としても効果がある。</p> <p>[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]</p> <p>この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機能・産業機能の維持</li> <li>・平常時からの農業生産の確保</li> <li>・平常時からの産業創出</li> <li>・産業を担う人材の育成・確保</li> </ul>
評価
<p>現在の取組を推進する必要がある。</p>

7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

<b>事態のNo・名称</b>	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>災害の発生により、消防施設も被災し、消防が機能不全となり、市街地の各所で火災が発生する。道路の閉塞により、消防車両の現場への到着に時間を要する状態となる。現場に到着しても、上水道の断水等のため十分な消火活動ができない。このような状況の中、大規模延焼が発生する可能性が高まる。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
火災の発生、消火活動用の用水の不足 災害時拠点機能の低下、災害対応・警察対応の遅延 建築物の倒壊による道路の閉塞の発生	多くの死者・負傷者の発生 消防需要の急激な増加	等
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>消防の活動拠点となる消防本部・消防署所の耐震化率は全国平均を上回っている。また初期消火にあたる消防団員の確保に努めている。災害の発生時間帯によっては消防団が初期消火にあたれない場合など、初期消火ができず、このような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、消火力等の発揮による被害の発生抑制・軽減、防災活動拠点等の強化、自助と共助による地域単位の防災力の向上、空き家対策の促進、災害に強い都市づくりに取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>消火力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</b> <p>地震による建物倒壊や列車転覆事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施している。</p> <p>大型集客施設や駅などにおいて、消防団活動に関する集中的な広報を展開し、消防団員の加入促進を図っている。</p> <p>危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施している。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別計画策定の支援などに取り組んでいる。</p> </li> <li>・ <b>防災活動拠点等の強化</b> <p>災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。</p> <p>県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</p> </li> <li>・ <b>自助と共助による地域単位の防災力の向上</b> <p>減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」を実施している。</p> <p>地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の資機材整備の取組への支援を行っている。</p> </li> </ul>		

・ **空き家対策の促進**

老朽空き家対策及び空き家の利活用について、行政・関係団体による連絡会議を通じて市町村の取組を支援している。

活用可能な空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、県内市町村に対し、空き家バンクの設置を働き掛けるとともに、民間事業者等との連携により新たに創設した（仮称）安心中古住宅登録制度（今年度創設予定）の普及を進めている。

・ **災害に強い都市づくり**

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援している。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレーカーの設置などの燃えないまちづくりを推進している。

防災空地の確保のため、しらこぼと公園など県内5公園の未開設区域の開設に向けた整備を進めている。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備えている。

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

想定災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

地震では、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響は小さい。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

・ **空き家対策の促進**

**評価**

現在の取組を推進する必要がある。



<b>事態のNo・名称</b>	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>① 地震により、河川・農業ため池の施設が損壊することにより、河川・農業ため池の水の流出を抑制する機能が大幅に低下し、二次災害の可能性が高まる。</p> <p>② 長時間にわたる大量の降雨に見舞われ、河川の水位が増し、河川の水が堤防を越え、堤防が決壊するほどまで洪水抑制機能が低下し、二次災害の可能性が高まる。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>		<b>この後に起こり得る事態</b>	
河川・農業ため池の施設の直接被害		要救助者・行方不明者の発生 浸水による線路・道路の不通の発生 家財等の財産の流出、災害廃棄物の発生 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>治水施設等の整備を計画的に進めているが、災害によりこのような事態が発生する可能性がある。そのため、浸水想定区域に指定された全市町村で、浸水の程度や避難情報を示した洪水ハザードマップを作成している。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、適切な水循環の確保、自然を活かした保水・遊水機能の確保、農業用ため池等の防災対策、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、災害に強い都市づくりに取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>適切な水循環の確保</b> 雨水の集中的な流出を抑制し、緊急時の水源として活用できる雨水利用施設の整備の検討を進めている。</li> <li>・ <b>自然を活かした保水・遊水機能の確保</b> 間伐、針広混交林化、獣害対策など地域に応じた森林整備を進めている。見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に沿った土地利用調整、公有地化により緑地空間の保全、治水機能を保持している。</li> <li>・ <b>農業用ため池等の防災対策</b> 防災重点ため池（堤高 15m 以上）5 箇所を含む、4 5 2 箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。</li> <li>・ <b>治水施設の整備・減災に向けた取組の強化</b> 治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。 土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。</li> <li>・ <b>災害に強い都市づくり</b> 防災空地の確保のため、しらこぼと公園など県内 5 公園の未開設区域の開設に向けた整備を進めている。 防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備えている。</li> </ul>			

**検証****[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「機能低下」の段階に位置している。

想定災害によるインフラ等の直接被害により、すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

地震では、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響は小さい。

洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・ 農業用ため池等の防災対策
- ・ 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

その他、「担当職員以外の職員も含めた施設の災害時対応体制整備」の推進が考えられる。

**評価**

現在の取組を一層推進する必要がある。加えて、「担当職員以外の職員も含めた施設の災害時対応体制整備」を推進する必要がある。

<b>事態のNo・名称</b>	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
工場や事業者等の危険物・有害物質の貯蔵施設が損壊し、危険物・有害物質が流出する。流出により二次災害の可能性が高まる。			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
農林業・産業施設の直接被害	火災の発生 河川水質等の自然環境の悪化 等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
毒物劇物営業等登録・届出・許可施設、化学物質排出把握管理促進法に基づく届出事業所は、全国上位となる施設数となっている。そのため、災害の程度や発生時の施設の状況等によっては、このような事態の発生の可能性がある。 事態の発生回避・被害低減に向け、有害物質等の流出対策の確実な実施に取り組んでいる。			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<p>・有害物質等の流出対策の確実な実施</p> <p>毒物劇物などの化学物質による事故を未然に防止するため、毒物劇物の製造業者などに対して適切な管理状態を確保するよう指導している。化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者の排出削減の取組を促進し、環境コミュニケーションの普及や分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>高圧ガス取扱事業所への立入検査により、技術基準の適合状況、維持管理状況、保安体制などの検査を行うとともに、高圧ガス業界と連携した保安確保を進めている。</p> <p>水質事故の未然防止の重要性を事業者に啓発するとともに、事故時には「異常水質事故発生時における危機管理マニュアル」に基づき、事故状況の把握、原因調査、汚染拡大防止、被害発生防止を図っている。</p> <p>石綿（アスベスト）の飛散防止、中皮腫などの健康被害の予防のため、石綿除去の無届工事の防止、工事の際のリスクコミュニケーションの実施指導、適切な解体工事の実施指導、大気中の石綿濃度のモニタリング調査を行っている。また、民間建築物の石綿分析調査、一定規模以上の石綿除去等工事への支援を行っている。</p>			
<b>検証</b>			
<p><b>[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]</b></p> <p>この起きてはならない最悪の事態は「機能低下」の段階に位置している。 想定災害によるインフラ等の直接被害により、すぐに引き起こされる可能性がある。 このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。</p> <p><b>[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]</b></p> <p>いずれの想定災害でも、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響は小さい。</p>			

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果がある次の取組が進められている。

- ・有害物質等の流出対策の確実な実施

**評価**

現在の取組を推進する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

<b>事態のNo・名称</b>	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他(火山噴火)
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>建築物の倒壊や流出等により災害廃棄物が大量に発生する。農林業施設や産業施設が損壊し、廃棄物が大量に発生する。発生した廃棄物の処理が追い付かない状態となる。一時的に保管する仮置き場の設置が間に合わず、廃棄物があふれる状態となる。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
建築物の直接被害 洪水抑制機能の低下	衛生状態の悪化 応急対応行政需要の発生 等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>県内では年間240万トン程度の一般廃棄物が排出・処理されている。地震時等の災害時には、1,000万トンを超える災害廃棄物の発生が予測されており、このような事態の発生の可能性が高まる。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、災害廃棄物の適正処理の推進、住宅・建築物の耐震化等の促進、空き家対策の促進、災害に強い都市づくりに取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>災害廃棄物の適正処理の推進</b>                      短期間に大量に発生する災害廃棄物を、県、市町村がそれぞれの役割に応じて適切に処理するための行動内容を整理している。</li> <li>・ <b>住宅・建築物の耐震化等の促進</b>                      建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努めている。</li> <li>・ <b>空き家対策の促進</b>                      老朽空き家対策及び空き家の利活用について、行政・関係団体による連絡会議を通じて市町村の取組を支援している。                      活用可能な空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、県内市町村に対し、空き家バンクの設置を働きかけるとともに、民間事業者等との連携により新たに創設した(仮称)安心中古住宅登録制度(今年度創設予定)の普及を進めている。</li> <li>・ <b>災害に強い都市づくり</b>                      災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援している。                      県と市町村が連携・協力した市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレイカーの設置などの燃えないまちづくりを推進している。                      防災空地の確保のため、しらこぼと公園など県内5公園の未開設区域の開設に向けた整備を進めている。</li> </ul>			

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

(災害廃棄物の場合)

地震、竜巻、大雪では、災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。洪水では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

(産業廃棄物の場合)

地震、洪水のいずれの想定災害が発生した場合でも、すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

(災害廃棄物の場合)

地震では、他の起きてはならない最悪の事態に影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果がある。

洪水、竜巻では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

大雪では、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響は小さい。

(産業廃棄物の場合)

地震では、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響は小さい。

洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響があるため、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果がある。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果がある次の取組が進められている。

- ・災害廃棄物の適正処理の推進
- ・住宅・建築物の耐震化等の促進
- ・空き家対策の促進
- ・災害に強い都市づくり

**評価**

現在の取組を推進する必要がある。



<b>事態のNo・名称</b>	8-2 県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>災害の発生により、県内の基盤インフラに想定以上の負荷がかかり、基盤インフラが崩壊する。一方、災害による負荷は想定内であった一部の基盤インフラも、老朽化やメンテナンス不足で崩壊する。他のインフラ等の復旧を行うために、基盤インフラの復旧を先行することが必要となり、復旧・復興が遅れる。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
災害の発生	各種インフラ等の機能低下 等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>道路施設等の基盤インフラの整備を進めているが、大規模災害発生時にはこのような事態の発生の可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、鉄道施設の耐震化等による安全性の向上、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、土砂災害等の防止施設の整備、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<p>・ <b>鉄道施設の耐震化等による安全性の向上</b></p> <p>地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行っている。一定の要件を満たす高架駅、橋上駅の耐震補強や緊急輸送道路と交差・並走する鉄道高架橋・橋梁の耐震補強、落橋防止対策への支援を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>【参考 鉄道事業者の取組】</b></p> <p>&lt;東日本旅客鉄道(株)大宮支社&gt;</p> <p>首都直下地震に備えた対策や東日本大震災を教訓とした地震対策として、構造物の各種耐震補強に取り組んでいる。</p> <p>在来線の高架橋の柱や橋脚の耐震補強工事を進めている。</p> <p>電化柱（電車が走るための電線を支える電柱）の耐震補強を進めている。</p> <p>盛土・切取（切土）の耐震補強を進めている。</p> <p>駅コンコースの天井等の耐震補強を進めている。</p> <p>県内の一日の乗車1万人以上の駅について、耐震補強が完了している。</p> </div> <p>・ <b>治水施設の整備・減災に向けた取組の強化</b></p> <p>治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。</p> <p>防災重点ため池（堤高15m以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。</p> <p>・ <b>土砂災害等の防止施設の整備</b></p> <p>土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めてい</p>			

る。

山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業などを実施している。

・道路施設の耐震化等による安全性の向上

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路の安全確保を進めている。

・道路ネットワークの整備・通行の確保

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、電線類の地中化等を行っている。防災拠点や高次医療機関への交通アクセスを確保できるよう未接続道路などを整備し、ルートの多重化を図っている。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行っている。

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「インフラ等の直接被害」の段階に位置している。

想定災害が発生した場合に、個々のインフラの被害はすぐに引き起こされる可能性がある（基盤インフラが被害を受け、崩壊まで至ってしまう可能性は低い）。

このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

想定災害によって、次のインフラ等の直接被害は、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、このインフラ等の直接被害に対策を講ずることは、他の起きてはならない最悪の事態の対策としても効果が高い。

地震：建築物（民間住宅等）、道路（農道・林道含む）、電気、産業施設、急傾斜地、農林業施設、上水道、下水道等

洪水：河川施設等、道路（農道・林道含む）、産業施設、電気、上水道、下水道等、農林業施設、建築物（民間住宅等）

竜巻：建築物（民間住宅等）、道路

大雪：道路、電気、建築物（災害時拠点施設）

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・鉄道施設の耐震化等による安全性の向上
- ・治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- ・土砂災害等の防止施設の整備
- ・道路施設の耐震化等による安全性の向上
- ・道路ネットワークの整備・通行の確保

その他、国や近隣自治体との「災害時相互協力体制整備」の推進が考えられる。

## 8-2 県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 評価

現在の取組を一層推進する必要がある。加えて、国や近隣自治体との「災害時相互協力体制の整備」を推進する必要がある。

<b>事態の No・名称</b>	8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>災害の発生により、インフラ等が損壊、崩壊し、平常時の利用区画の範囲外にも、がれき等が散乱する。復旧のため、がれき等が農地などの空間に移され、土地利用が混乱する。この混乱の中、土地の境界情報も消失する。土地利用・土地境界の混乱により、復興の計画を決めることができず、復興事業に着手できない状態となる。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
インフラ等の直接被害	復興の遅れ	等
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>県内の多くの市町村で都市計画マスタープランに都市防災に関する方針を位置付けているものの、地籍調査の進捗率は全国平均を下回っているなど、このような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、計画的な土地利用と地籍調査の推進、都市の復興に向けた事前の取組、農業用ため池等の防災対策、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、土砂災害等の防止施設の整備、住宅・建築物の耐震化等の促進、空き家対策の促進、災害に強い都市づくりに取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>計画的な土地利用と地籍調査の推進</b>              県土の計画的かつ適切な利用を図るため、埼玉県土地利用計画調整会議等により土地利用に係る総合的な企画・調整を行っている。              昭和27年に越谷市ほか3市町村で地籍調査が開始され、平成27年度末までに39市町村が調査に着手し、うち16市町村が現在実施している。</li> <li>・ <b>都市の復興に向けた事前の取組</b>              「復興まちづくりイメージトレーニング」などを実施することにより、復興まちづくりの課題の抽出や復興に携わる人材の育成・確保を行っている。抽出された復興における課題を「埼玉県震災都市復興の手引き」に反映させることで、手引きの取組を推進し、発災時における速やかな復興計画の作成に備えている。</li> <li>・ <b>農業用ため池等の防災対策</b>              防災重点ため池（堤高15m以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。</li> <li>・ <b>治水施設の整備・減災に向けた取組の強化</b>              治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。              防災重点ため池（堤高15m以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。</li> <li>・ <b>土砂災害等の防止施設の整備</b>              土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定し</li> </ul>		

ている。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。

山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業などを実施している。

・住宅・建築物の耐震化等の促進

建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努めている。

・空き家対策の促進

老朽空き家対策及び空き家の利活用について、行政・関係団体による連絡会議を通じて市町村の取組を支援している。

活用可能な空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、県内市町村に対し、空き家バンクの設置を働きかけるとともに、民間事業者等との連携により新たに創設した（仮称）安心中古住宅登録制度（今年度創設予定）の普及を進めている。

・災害に強い都市づくり

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援している。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、老朽化した木造住宅密集地の改善や感震ブレーカーの設置などの燃えないまちづくりを推進している。

防災空地の確保のため、しらこぼと公園など県内5公園の未開設区域の開設に向けた整備を進めている。

防災拠点として設備等が整備された高校では、机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用・行動できるように備えている。

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「復旧・復興への影響」の段階に位置している。想定災害により、すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態が起きた場合に備えた対策をとるとともに、このような事態を引き起こす要因に対して対策をとり、このような事態の発生を未然に防ぐことが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

いずれの想定災害でも、他の起きてはならない最悪の事態への影響は小さい。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・計画的な土地利用と地籍調査の推進
- ・都市の復興に向けた事前の取組
- ・土砂災害等の防止施設の整備
- ・住宅・建築物の耐震化等の促進
- ・空き家対策の促進
- ・災害に強い都市づくり

8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

評価

現在の取組を推進する必要がある。



8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

<b>事態のNo・名称</b>	8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他(火山噴火)
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>山間部の大規模崩壊等により、農地や山林が大きな被害を受け、荒廃する。降雨等により表土の流出、浸食が進行し、新たな崩壊を引き起こす。</p> <p>農地・農業用施設の被災や土地利用の混乱、経済活動の停滞により、営農の継続が困難となる農家が多数発生し、耕作放棄地が増え、農地の荒廃が進展する。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>		<b>この後に起こり得る事態</b>	
土地利用の混乱 経済活動の停滞		農業などの衰退 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>災害の発生状況によっては、農地や山林が大きな被害を受け、このような事態の発生の可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、農業生産基盤等の整備、森林の保全と林業生産性の向上、土砂災害等の防止施設の整備に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>農業生産基盤等の整備</b>                      低コストで効率的に農地の大区画化を行う埼玉型ほ場整備を進めている。基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進めている。                      鳥獣害対策指導者の育成、地域での被害防止活動への支援により、鳥獣害被害対策を進めている。新たな被害防止技術の開発・実証・普及も進めている。</li> <li>・ <b>森林の保全と林業生産性の向上</b>                      森林の循環利用の実現に向け、森の若返りの推進、林業生産性の向上、担い手の育成を図っている。また、住宅分野での利用拡大や公共施設の木造化・木質化、木質バイオマスの利活用により県産木材の利用を推進している。</li> <li>・ <b>土砂災害等の防止施設の整備</b>                      土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。                      山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業などを実施している。</li> </ul>			
<b>検証</b>			
<p><b>【このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性】</b></p> <p>この起きてはならない最悪の事態は「復旧・復興への影響」の段階に位置している。地震、大雪では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態の発生を回避・軽減できる可能性がある。</p> <p>洪水では、災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。</p> <p>竜巻では、災害が発生した場合に、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。</p> <p>このような事態が起きた場合に備えた対策をとるとともに、このような事態を引き起こす要因に対して対策をとり、このような事態の発生を未然に防ぐことが望ましい。</p>			

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

いずれの想定災害でも、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響は小さい。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・土砂災害等の防止施設の整備

**評価**

現在の取組を推進する必要がある。

<b>事態のNo・名称</b>	8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>台風や発達した低気圧による降雨により、一級河川で堤防が決壊し、河川水が激しい勢いで市街地等に流入する。浸水区域が県内の広い範囲に拡大し、数日後には東京都内まで拡大する。天候が回復せず、この間、浸水が継続する。天候が回復した後、浸水区域からの排水が始まり、浸水解消までに長い期間が必要となる。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
災害の発生	生活に必要な電気・上水道などを含むインフラ等の施設の破損・流失 等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>近年では、平成27年9月の関東・東北豪雨による4,868棟の浸水被害があり、1万棟を超える浸水被害は平成5年以降発生していない。県内では、昭和22年9月のカスリーン台風による約8万2千戸、昭和41年9月の台風22号による約9万9千戸の浸水被害が発生しており、このような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>治水施設の整備・減災に向けた取組の強化</b> <p>治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行っている。堤防やダムなどを定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うなど、適切な維持管理を実施している。雨水を地中に浸透させる取組も行っている。</p> <p>防災重点ため池（堤高15m以上）5箇所を含む、452箇所の農業用ため池の緊急点検を実施した。この結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事を進めている。</p> <p>土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定している。優先的な整備が必要な箇所について、土砂災害防止施設の整備を進めている。</p> </li> <li>・ <b>市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化</b> <p>災害に備え、県が運営する流域下水道事業では、管渠やポンプ場の流下機能の確保、終末処理場の施設の耐震化による処理機能の確保、耐震化完了までの補完計画の作成を行っている。</p> <p>市街地の浸水被害の軽減を図るため、雨水を排除する下水道の整備に対する技術的支援を行っている。</p> </li> </ul>			
<b>検証</b>			
<p><b>[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]</b></p> <p>この起きてはならない最悪の事態は「インフラ等の直接被害」の段階に位置している。このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい</p>			
<p><b>[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]</b></p> <p>他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいいため、このような事態に対策を</p>			

講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果がある次の取組が進められている。

- ・ 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- ・ 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

**評価**

現在の取組を一層推進する必要がある。

8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

<b>事態の No・名称</b>	8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>災害の発生により、多数の死者・負傷者が発生し、復旧を担う人材を失う。避難所等の生活環境の悪化等により県外へ広域避難することとなり、さらに人材が流出し、地域の労働力が減少する。これにより、必要な復旧工事の実施に時間を要し、工事の進捗が大幅に遅れる。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
多数の死者・負傷者の発生 広域避難の発生 大量の復旧工事の発生	生活レベル回復の更なる遅延 復興事業の着手の遅れ 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>県内では多数の死者・負傷者が発生する災害は近年発生していない。県内で災害による死者・負傷者が多く発生したのは、大正 12 年関東大震災の 908 名、昭和 6 年西埼玉地震の 125 名である。地震被害想定調査では 2 万 5 千人を超える死者・負傷者の発生が予測されており、このような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、産業を担う人材の育成・確保に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<p>・産業を担う人材の育成・確保</p> <p>専門高校等において企業等の支援を受け、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図っている。さらに実践的な職業教育で生徒の勤労観、職業観を醸成している。</p> <p>また、民間教育訓練機関を活用した職業訓練、企業の具体的オーダーに基づく技能講習などにより、多様な産業人材ニーズへの機動的な対応を進めている。働く意欲がある誰もが、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、自らの力を高め、適材適所の職場で活躍できるよう取組を進めている。</p> <p>建設業への若者や女性の入職・職場定着、資格取得による処遇改善を支援している。</p>		
<b>検証</b>		
<p><b>[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]</b></p> <p>この起きてはならない最悪の事態は「復旧・復興への影響」の段階に位置している。地震、洪水では、他の「起きてはならない最悪の事態」が発生した後で引き起こされるため、このような事態を引き起こす要因となる「起きてはならない最悪の事態」への対策をとることで、このような事態を回避・軽減できる可能性がある。</p> <p>竜巻、大雪では、災害が発生した場合に、すぐに引き起こされる可能性がある。このような事態が起きた場合に備えた対策をとるとともに、このような事態を引き起こす要因に対して対策をとり、このような事態の発生を未然に防ぐことが望ましい。</p>		
<p><b>[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]</b></p> <p>いずれの想定災害でも、他の起きてはならない最悪の事態への影響は小さい。</p>		
<p><b>[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]</b></p> <p>この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次</p>		

## 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

の取組である。

- ・産業を担う人材の育成・確保

### 評価

現在の取組を推進する必要がある。



9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

<b>事態の No・名称</b>	9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
<p>多くの県民が通勤・通学先で被災する。鉄道は安全確認を行うため運行を停止し、道路も通行規制が行われる。多くの県民が帰宅手段を失い、帰宅困難者となる。安否確認などの通信需要が大幅に増え、通信制限が行われ、家族との連絡が取れなくなる。家族が分断され、安否確認ができない状況が続く。</p>		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
旅客の輸送停止 情報通信の途絶、情報の正確性低下	治安の悪化 応急対応の行政需要の発生 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>県内から東京都内への従業・通学者数は 90 万人を超えており、災害の発生する時間帯によっては、このような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害軽減に向け、平常時からの連携関係の確立、防災活動拠点等の強化、災害情報の共有と県民への適切な提供、情報通信体制の強化、帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援、鉄道施設の耐震化等による安全性の向上、道路施設の耐震化等による安全性の向上、学校の災害対応力の向上に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時からの連携関係の確立                     <p>幅広い業種の企業等との包括的連携協定の締結、官民連携の相談窓口の設置により、庁内・企業からの連携事業の相談、提案を幅広く受け、連携事業を拡大している。また、271 団体と災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進めている。</p> <p>地域の課題解決に取り組む NPO などへの支援を進めている。また、近隣市町村間の連携の取組を支援している。</p> </li> <li>・ 防災活動拠点等の強化                     <p>災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。</p> <p>県内 5 か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム 2002 などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</p> <p>防災活動拠点等へのアクセスの確保のため、未接続道路などを整備し、ルート多重化を図っている。緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援を行い、耐震化を進めている。</p> </li> <li>・ 災害情報の共有と県民への適切な提供                     <p>市町村が発令する避難勧告等の災害情報を県が運用するシステムを経由して、県ホームページへの自動掲載、スマホアプリ「ポケットブックまいたま」からのプッシュ配信ができるようにしている。また、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して、メディアに情報提供できるようにしている。また、県内の気象情報や災害情報を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めている。交番・駐在所が作成している広報紙や警察展等の</p> </li> </ul>		

イベントにおいても、災害時の避難経路の確認などの情報発信を行っている。外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行っている。

洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供している。

災害発生時には、避難勧告等の情報を現場警察官による直接広報、パトカーによる放送走行を実施できるよう備えている。

・ **情報通信体制の強化**

埼玉県の情報システムに関する業務継続計画 (IT-BCP) を策定し、非常時優先業務に必要な IT 資源 (情報システムや情報ネットワーク) の継続性を確保して、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう備えている。

**【参考 情報通信事業者の取組】**

<東日本電信電話(株)埼玉事業部>

通信ビルや鉄塔は、強風や地震に耐えられるよう、風水害対策・地震対策を進めている。また、通信ビル内の交換機や電力設備などの通信設備は倒壊しないよう固定するなど耐震対策を進めている。

突然の停電時にも電力を長時間確保できるよう、通信ビルや無線基地局には予備電源の設置・強化を進めている。また、予備電源からの給電が停止した場合に配備・給電を行う移動電源車など災害対策機器の充実を進めている。

中継ネットワークを網目のように構築し多ルート化を図り、万が一、1つのルートが被災をしても自動的に他のルートへ切り替え、ネットワーク全体の混乱などを未然に防ぐ通信の確保を進めている。

災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、災害時等に無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を進めている。

代替拠点の整備や行動マニュアル化など事業継続の取組を進めるとともに、各種訓練を計画的に進めている。

<(株)ドコモCS埼玉支店>

災害対策本部の設置が想定される都道府県庁、市町村役場等の通信を確保するため、基地局の無停電化及びバッテリーの24時間化を実施している。

広域災害や停電時に人口密集地の通信を確保するため、通常の基地局とは別に、広範囲をカバーする大ゾーン基地局を設置している。また、通常の基地局についても、多様な災害に対する備えを進めている。

災害時に通信自体が途絶や麻痺をしないよう、迂回伝送路の確保に努めている。災害時のさらなる通信を確保するため、移動電源車や移動基地局車など災害対策車両の配備を進めている。

災害時における自治体などへの携帯電話や衛星電話の貸し出しや、避難所へ携帯電話充電器を配備する体制を作っている。

災害時を想定した情報伝達訓練、災害対策車両・機器の運用訓練を実施している。

・ **帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援**

帰宅困難者が事業所や施設等に留まれるよう、多数の者が利用する建築物の耐震化等を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努めている。県内の主要7駅に帰宅困難者対策協議会を設置し、駅周辺での混乱防止対策や一時滞在施設の確保を進めている。

啓発リーフレットの配布、訓練時の呼びかけ等により、一斉帰宅抑制の周知を進

めている。また、東京都と連携した要配慮者の搬送訓練等を実施し、帰宅支援ができるよう備えている。

・ **鉄道施設の耐震化等による安全性の向上**

地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行っている。一定の要件を満たす高架駅、橋上駅の耐震補強や緊急輸送道路と交差・並走する鉄道高架橋・橋梁の耐震補強、落橋防止対策への支援を行っている。

**【参考 鉄道事業者の取組】**

＜東日本旅客鉄道(株)大宮支社＞

首都直下地震に備えた対策や東日本大震災を教訓とした地震対策として、構造物の各種耐震補強に取り組んでいる。

在来線の高架橋の柱や橋脚の耐震補強工事を進めている。

電化柱（電車が走るための電線を支える電柱）の耐震補強を進めている。

盛土・切取（切土）の耐震補強を進めている。

駅コンコースの天井等の耐震補強を進めている。

県内の一日の乗車1万人以上の駅について、耐震補強が完了している。

・ **道路施設の耐震化等による安全性の向上**

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進めている。

・ **学校の災害対応力の向上**

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努めている。各学校において地域の関係機関との連携を推進している。

小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努めている。高校では、社会の支援者として自覚し、安心安全な社会づくりに貢献できる生徒の育成に努めている。

県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進めている。小中学校施設については、耐震化を早期に完了させるよう市町村に働きかけている。

**検証**

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「間接被害」の段階に位置している。

地震により、比較的すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

地震では、他の「起きてはならない最悪の事態」に影響が大きいので、このような事態に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次

## 9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

の取組である。

- ・ 災害情報の共有と県民への適切な提供
- ・ 情報通信体制の強化
- ・ 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援
- ・ 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上
- ・ 道路施設の耐震化等による安全性の向上

### 評価

現在の取組を推進する必要がある。

9-2 東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態

<b>事態のNo・名称</b>	9-2 東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態	
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震・洪水・竜巻・大雪・その他（ ）	
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>		
東京都心部で強い揺れの地震が発生し、中央官庁等の建築物が倒壊・破損する。東京都心部で大規模停電が発生する。情報通信施設が被害を受け、情報通信が途絶する。中央官庁等で業務の継続が困難となり、その機能が麻痺・停止する。		
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>	
中央官庁等の建築物の破損・倒壊 東京都心部での大規模停電の発生 情報通信の途絶	首都機能の麻痺・停止の長期化 復旧・復興の遅れ 等	
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>		
<p>マグニチュード7クラスの首都直下地震が今後30年で発生する確率は約70%とされている。災害の発生する場所や時間帯によっては、このような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、平常時からの連携関係の確立、防災活動拠点等の強化、災害時医療体制の確保、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保に取り組んでいる。</p>		
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>平常時からの連携関係の確立</b> <p>幅広い業種の企業等との包括的連携協定の締結、官民連携の相談窓口の設置により、庁内・企業からの連携事業の相談、提案を幅広く受け、連携事業を拡大している。また、271団体と災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進めている。</p> <p>地域の課題解決に取り組むNPOなどへの支援を進めている。また、近隣市町村間の連携の取組を支援している。</p> </li> <li>・ <b>防災活動拠点等の強化</b> <p>災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。県有施設に災害時にも利用できるエネルギーとして太陽光発電設備などを導入している。</p> <p>県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</p> <p>防災活動拠点等へのアクセスの確保のため、未接続道路などを整備し、ルート多重化を図っている。緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援を行い、耐震化を進めている。</p> </li> <li>・ <b>災害時医療体制の確保</b> <p>迅速かつ適切な救急搬送のため、救急搬送時の医師の指示、指導・助言、事後検証、救急救命士の再教育など、メディカルコントロール体制の強化を図っている。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施している。</p> <p>平常時から医療体制の充実を図るとともに、近隣都県との医療連携を進めている。</p> </li> </ul>		



DMA Tの具体的な活動を定めた計画等を訓練を通じて検証、改善をしている。災害時に負担が大きくなる災害拠点病院を支援する被災エリア以外の二次救急医療機関などと連携し、患者受入体制を強化している。高次医療施設へのアクセスの改善、搬送時間の短縮のため、幹線道路の整備や交差点改良を進めている。

県立病院においては、トリアージ訓練や被災地への医療スタッフの派遣により、災害医療の実践能力を高めている。

・道路施設の耐震化等による安全性の向上

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進めている。

・道路ネットワークの整備・通行の確保

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行っている。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。

### 検証

**[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]**

この起きてはならない最悪の事態は「機能低下」の段階に位置している。

想定災害によるインフラ等の直接被害により、すぐに引き起こされる可能性がある。

このような事態を引き起こす要因に対して対策をとるとともに、このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。

**[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]**

他の起きてはならない最悪の事態に影響は小さい。

**[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]**

この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。

- ・平常時からの連携関係の確立
- ・防災活動拠点等の強化
- ・災害時医療体制の確保
- ・道路施設の耐震化等による安全性の向上
- ・道路ネットワークの整備・通行の確保

### 評価

現在の取組を推進する必要がある。



<b>事態のNo・名称</b>	9-3 東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態		
<b>事態を引き起こす想定災害</b>	地震	洪水	竜巻・大雪・その他（ ）
<b>発生する事態の具体的状況の例</b>			
<p>災害の発生により、東京都内の基盤インフラに想定以上の負荷がかかり、基盤インフラが崩壊する。一方、災害による負荷は想定内であった一部の基盤インフラも、老朽化やメンテナンス不足で崩壊する。他のインフラ等の復旧を行うために、基盤インフラの復旧を先行することが必要となり、復旧・復興が遅れる。</p>			
<b>事態を引き起こす要因</b>	<b>この後に起こり得る事態</b>		
災害の発生	各種インフラ等の機能低下 首都機能の麻痺・停止の長期化 復旧・復興の遅れ 等		
<b>事態の発生回避・被害軽減の可能性</b>			
<p>マグニチュード7クラスの首都直下地震が今後30年で発生する確率は約70%とされている。災害の発生する場所によっては、このような事態が発生する可能性がある。</p> <p>事態の発生回避・被害低減に向け、平常時からの連携関係の確立、防災活動拠点等の強化、災害時医療体制の確保、鉄道施設の耐震化等による安全性の向上、道路施設の耐震化等による安全性の向上、道路ネットワークの整備・通行の確保、復旧（産業）を担う人材の育成・確保、警察の災害対応力の強化に取り組んでいる。</p>			
<b>このような事態を発生回避・被害軽減するための方策と現在の取組状況</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>平常時からの連携関係の確立</b> <p>幅広い業種の企業等との包括的連携協定の締結、官民連携の相談窓口の設置により、庁内・企業からの連携事業の相談、提案を幅広く受け、連携事業を拡大している。また、271団体と災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進めている。</p> <p>地域の課題解決に取り組むNPOなどへの支援を進めている。また、近隣市町村間の連携の取組を支援している。</p> </li> <li>・ <b>防災活動拠点等の強化</b> <p>災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を実施している。県庁が実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の維持、強化を実施している。県有施設に災害時にも利用できるエネルギーとして太陽光発電設備などを導入している。</p> <p>県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002などの大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行っている。</p> <p>防災活動拠点等へのアクセスの確保のため、未接続道路などを整備し、ルートの多重化を図っている。</p> <p>緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援を行い、耐震化を進めている。</p> </li> <li>・ <b>災害時医療体制の確保</b> <p>迅速かつ適切な救急搬送のため、救急搬送時の医師の指示、指導・助言、事後検証、救急救命士の再教育など、メディカルコントロール体制の強化を図っている。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施している。</p> </li> </ul>			

平常時から医療体制の充実を図るとともに、近隣都県との医療連携を進めている。DMA Tの具体的な活動を定めた計画等を訓練を通じて検証、改善をしている。災害時に負担が大きくなる災害拠点病院を支援する被災エリア以外の二次救急医療機関などと連携し、患者受入体制を強化している。高次医療施設へのアクセスの改善、搬送時間の短縮のため、幹線道路の整備や交差点改良を進めている。

県立病院においては、トリアージ訓練や被災地への医療スタッフの派遣により、災害医療の実践能力を高めている。

・ **鉄道施設の耐震化等による安全性の向上**

地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行っている。一定の要件を満たす高架駅、橋上駅の耐震補強や緊急輸送道路と交差・並走する鉄道高架橋・橋梁の耐震補強、落橋防止対策への支援を行っている。

**【参考 鉄道事業者の取組】**

＜東日本旅客鉄道(株)大宮支社＞

首都直下地震に備えた対策や東日本大震災を教訓とした地震対策として、構造物の各種耐震補強に取り組んでいる。

在来線の高架橋の柱や橋脚の耐震補強工事を進めている。

電化柱（電車が走るための電線を支える電柱）の耐震補強を進めている。

盛土・切取（切土）の耐震補強を進めている。

駅コンコースの天井等の耐震補強を進めている。

県内の一日の乗車1万人以上の駅について、耐震補強が完了している。

・ **道路施設の耐震化等による安全性の向上**

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進めている。

・ **道路ネットワークの整備・通行の確保**

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化等を行っている。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をしている。

・ **復旧（産業）を担う人材の育成・確保**

専門高校等において企業等の支援を受け、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図っている。さらに実践的な職業教育で生徒の勤労観、職業観を醸成している。

また、民間教育訓練機関を活用した職業訓練、企業の具体的オーダーに基づく技能講習などにより、多様な産業人材ニーズへの機動的な対応を進めている。働く意欲がある誰もが、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、自らの力を高め、適材適所の職場で活躍できるよう取組を進めている。

建設業への若者や女性の入職・職場定着、資格取得による処遇改善を支援している。

・ **警察の災害対応力の強化**

災害時の警察活動の拠点となる警察署の耐震化を進めている。警察署の非常用発電機や耐震性水槽の整備を行っている。大雪、水害、地震の際に必要な資機材の整備、警察活動の継続に不可欠な食料・飲料水の備蓄を行っている。

<p>防災週間などと合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊毎の個別訓練、九都県市合同防災訓練などの他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化している。</p>
<p><b>検証</b></p>
<p><b>[このような事態が引き起こされる可能性及び発生回避・被害軽減のための方向性]</b>          この起きてはならない最悪の事態は「インフラ等の直接被害」の段階に位置している。想定災害が発生した場合に、個々のインフラの被害はすぐに引き起こされる可能性がある（基盤インフラが同時に被害を受け、崩壊まで至ってしまう可能性は低い）。このような事態が起きた場合に備えた対策をとり、この後に起こり得る「起きてはならない最悪の事態」の発生を回避・軽減することが望ましい。</p> <p><b>[このような事態に対策を講じた場合の他の事態への影響]</b>          インフラ等の直接被害は、他の「起きてはならない最悪の事態」への影響が大きいいため、インフラ等の直接被害に対策を講ずることは、他の「起きてはならない最悪の事態」の対策としても効果が高い。</p> <p><b>[このような事態の発生回避・被害軽減のための方策の現在の取組状況]</b>          この起きてはならない最悪の事態の発生回避・被害軽減に直接的な効果があるのは次の取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時からの連携関係の確立</li> <li>・ 防災活動拠点等の強化</li> <li>・ 災害時医療体制の確保</li> <li>・ 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上</li> <li>・ 道路施設の耐震化等による安全性の向上</li> <li>・ 道路ネットワークの整備・通行の確保</li> <li>・ 警察の災害対応力の強化</li> </ul>
<p><b>評価</b></p>
<p>現在の取組を一層推進する必要がある。</p>